

平成16年3月8日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	21 番	中西裕司
10 番	北原慎也	22 番	小池幸照
11 番	寺山富子		

2. 欠席議員

20 番 松尾征子

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
収	入	井	手	口	馨
総	務	唐	島		稔
市	民	矢	野		正
産	業	山	口	賢	治
建	設	江	頭	毅	一 郎
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	正	宝	典	子
選	挙	西	本	勝	次
税	務	峰	松	光	夫
福	祉	平	尾	弘	義
老	人	中	橋	孝	司 郎
保	險	北	御	門	敏
農	林	中	川		宏
商	工	藤	家	敏	昭
都	市	井	手	讓	二
環	境	森		久	幸
水	道	小	野	原	利
会	計	北	村	和	博
教	育	中	村	博	之
教	育	田	中	義	明
教	育	武	藤	竹	美
生	涯	江	口		徹
同	和				
生	涯				
農	業				
監	査				
委	員				
員					

平成16年3月8日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
3	3 福 井 正	<p>1.長崎本線存続運動の今後の展開について イ 長崎新幹線計画の現状について ロ 長崎本線存続期成会の今後の運動展開について</p> <p>2.農林水産業の振興について イ CO₂ 排出量仮想取引への取り組みの状況と鹿島市の取り組み ロ 間伐材の製品化への取り組みについて ハ 間伐材の輸出への取り組みについて ニ 農水産物の輸出への取り組みについて</p>
4	7 中 村 雄一郎	<p>1.平成16年度予算編成にあたり市長の基本姿勢を問う (1) 三位一体改革と予算編成 (2) 構造改革特区及び地域再生計画等、国の新施策に対する取組み (3) 新たな発想（官民協導）によるまちづくり NPO・地域通貨・市内共通商品券・エコツーリズム</p> <p>2.交通体系の変化によるまちづくり (1) 国道207号バイパス ① 沿線の開発と保全 ② 交通量の変化と今後の対応 (2) 新幹線長崎ルート ① 新幹線長崎ルートの必要性の検証を</p> <p>3.鹿島市情報化の将来構想について (1) テレトピア構想の進捗について (2) 今後の情報化計画と情報格差対策 (3) 情報伝達・発信の方法について</p>
5	11 寺 山 富子	<p>1.遺伝子組み替え作物及び食品について (1) 当市の考え方と対応は (2) 学校給食に遺伝子組み換え食品を使用していないかどうか</p> <p>2.経費節減施策で節約した光熱費の一部を還元する試みについて (各小・中学校)</p> <p>3.学童保育所の増設について</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	11 寺 山 富 子	4. 学校のプール掃除にEMの活用の検討を（再度問う） 5. 福祉タクシー助成 精神障害者への対応について（再度問う） 6. 敬老優待乗車券（バス）の発行について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

おはようございます。3番議員の福井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問事項は大きく1点目、長崎本線存続運動の今後の展開についてということと、2番目が、農林水産業の振興についての大きな2項目でございます。

それではまず、長崎本線存続運動の今後の展開について質問いたします。

5日の北原議員の一般質問に、長崎本線存続運動について答弁をされておりますので、重複することもあるかもしれませんが、やや視点を変えて質問させていただきます。

まず、2月19日の佐賀新聞の報道によりますと、自民党の整備新幹線建設促進特別委員会で、北海道、北陸、九州の3線の関係道県から意見を聞いた結果、2005年以降に新たな着工区間を約1兆円の事業規模に絞り込むことを決めたそうでございます。5月末までに具体的な着工期間や時期を決め、政府・与党による最終合意にするという考えだそうでございます。まだ長崎新幹線が採択されるということは決定しておりませんが、もし採択されるといたしましたら、並行在来線としてのJR九州からの経営分離問題が再燃することになりまして、鹿島にとっては唯一の高速交通機関であります長崎本線を失うことともなりかねません。

長崎県の新幹線建設期成会の資料によりますと、まず時間短縮効果がスーパー特急方式で停車駅が長崎、佐賀、博多の停車で、現在よりも40分短縮、これは新しい車両でありますフ

リーゲージトレインを使いますと、54分の短縮効果があるということを主張されています。また、利用客数につきましても、平成7年の1日当たり約8,800人、それから1万5,000人に増加しまして1兆2,000億円の経済効果があるという数字を長崎県側は主張されております。ただ、この数字がどのような根拠に基づいたものかはわかりませんし、また、私の考えですけど、これは実現不可能な数字ではないかなと思っております。ただ、この数字をもとにして、政府・与党に働きかけをしておられるものと思います。5日の北原議員の質問に対しまして、市長は政治決着で決定される懸念ということをお答えされました。いわゆるこのような数字を使って長崎新幹線の推進をされ、その結果、新幹線建設となるおそれもあるのではないかと思います。

私たち、1月に交通対策特別委員会の視察研修で、鹿児島県阿久根市を訪問いたしました。その際、第三セクターの肥薩おれんじ鉄道についての取材をいたしました。おれんじ鉄道は、鹿児島県川内市から熊本県八代市までの106.9キロメートルで、経営は鹿児島県、熊本県、地元自治体が出資して経営をいたすことになっております。経営見通しは、10年間はJR九州の人員の支援や、JR貨物は通るそうでございますから、JR貨物からの線路使用料などがありまして、また、現行よりも30%運賃を値上げすることによって黒字という見通しを立てておられますけれども、このJR九州から支援がなくなる10年後には赤字に転落するという見通しでございます。しかし、今後の人口の減少、特に就学児童の減少により、赤字転落はもっと早いのではないかなと私は想像いたします。また、競合いたしますバスとの料金競争で、乗車料金の補助というのが生まれておまして、これも自治体の重い負担になります。

また、1997年に長野新幹線の開業によりまして経営分離されました信濃鉄道は、軽井沢と篠ノ井を結ぶ65.1キロで経営する第三セクターとして営業されております。これは第1号の経営分離の第三セクターだそうですが、経営状況は、これはインターネットで調べたことですが、経営状況は思わしくなくて、2000年度が410,000千円の赤字だったそうでございます。2004年度にはもう既に債務超過に陥りそうだということでございます。

このような先例を見ますと、経営分離をして第三セクターの鉄道になったとしたら、経営は成り立たないことは明らかであります。北原議員の質問に対しまして、経営分離には同意しないというお答えでしたが、これは当然のことだと私は思っております。

ただ、鹿児島本線の鹿児島―川内間、それから八代―福岡間というところは、実はJR九州が経営をされるということになっております。現在のJR九州の経営分離計画は、諫早―肥前山口間の長崎線の経営分離となっておりますけれども、もし、これをひょっとしたら鹿児島―川内間のように、経営をJR九州でされるという逆の提案がされたときに、これに対してどうお考えになるのか、果たして同意をされるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思っております。

小さな2番目でございますけれども、長崎本線存続期成会の今後の運動展開ということでは

ございます。

約12年前になりますけれども、長崎本線の存続の市民運動といたしまして署名活動をいたしました。そのときに多分5万6,000人強の方々の署名をいただいたという記憶をいたしております。このことが実は長崎本線存続運動の大きなはずみになったのではないかなと思っております。新幹線の今後の成り行きがどのようになっていくのか、現在不明でございますけれども、存続期成会での活動として、今後どのような活動をなされていくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以前、1993年に実はフォーラム鹿島で製作いたしました長崎本線部会報告書というのを以前市長にお渡ししたことがございます。これは覚えていらっしゃると思っておりますけれども、その提案の中で幾つかございました。まず、官民一体のJR長崎本線の乗車運動ということと、住民討論大会を開催したらどうかと。それから、JR九州との討論大会をしたらどうかと。それから、JR九州に対しまして公開質問状を送付したらどうかと。それから、沿線住民のアンケート調査をしたらどうかというようなことをもう既に13年ぐらい前ですけど、提案をしたことがございます。このような方法もあるかと思っておりますけれども、これについてはいかがお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

大きな2番目でございます。農林水産業の振興についてということでございます。農林水産業は価格の低迷、後継者不足など、農林水産業経営の先行きが見えないという状況であると聞いております。その状況を打開するために、従来の手法の発想を転換した施策が必要ではないかなと思っております。私は農林水産業は全く素人でございますが、素人なりの提案をさせていただきたいと思っております。

まず現在、中国の沿岸部や北京では、実は高度成長が起きておまして、オリンピックですとか、万博をされるということで、空前の経済成長をなされております。人口約13億人と言われておりますけれども、そのうちの10%は既に富裕層になっておられるんじゃないかなと言われております。また、韓国につきましても、台湾でもかなり高度な経済成長をなさっております。この東アジアの豊かになった国の購買力というのは今後ますます伸びていくと言われております。今まで農林水産物は輸入超過という状態でありまして、自給率は40%だったそうでございますけれども、ここに輸出という発想はなかなか生まれにくいことだったと思っております。今後、高品質高価格の農林水産物の輸出に取り組むことで、農林水産業の今後の発展につながるのではないかとということでございます。

まず、林業についてでございますけれども、まずCO₂排出量の仮想取引というのがございます。これに対して取り組みの状況と鹿島市が今後どう取り組んでいかれるのかということとまず質問させていただきます。

佐賀新聞の報道によりますと、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の削減を目的として、佐賀など8県知事で作る地方分権研究会がCO₂排出量模擬取引指導計画を進めて

いるという記事がございました。この仮想取引は、既に三重県で試行されております。これは企業間取引が中心だそうでございます。同研究会の実験というのが森林のCO₂吸収額、これを売買対象にしていくということです。97年の京都議定書、これは基準はまだでございますけれども、既にEUでは、2005年に始まります実際の取引市場で排出圏が取引されるという見通しだそうでございます。実は経団連はこのCO₂の排出量取引に対してはどうもまだ反対されているようでございますけれども、実際日本の企業ではその動きが始まっているということです。日本の企業で、例えば、コスモ石油という会社がございましてけれども、2001年にオーストラリアで行われます植林事業がございましてけれども、ここで得られる280万トンというCO₂の吸収額の排出圏を購入を決定しておられるということです。その他の企業でもまだまだ仮想取引の段階でございますけど、活発な運動が始まっているということでした。

環境省では2005年をめどに環境税を導入されるという方針でございますし、高知県では、2002年の12月15日に森林環境税を導入いたしまして、その税収を森林保全、水源維持、大気浄化に使うということでございます。平成12年度の鹿島市総合計画を読ませていただきましたら、鹿島市には国有林の人工林が654ヘクタール、天然林が600ヘクタール、その他51ヘクタール、あと民有林が人工林が3,051ヘクタール、天然林が618ヘクタール、その他388ヘクタールという広大な森がございまして。

そこで質問でございますけれども、鹿島市の森林が吸収するCO₂の量、私も素人でわかりませんが、どのくらい予想されるのかなど、もしわかたらお答えいただきたいと思っております。

それから、環境税ですとか、CO₂の実際の取引が始まったといたしましたら、鹿島市にどれだけの金額がもたらされるというか、これもまだ未定でございます、わからないところでございますけれども、この鹿島のいわゆる森林が持っている、ある意味では田舎でございますけれども、この特徴を生かして財源がもたらされることになると思っております。このCO₂の取引の研究にどのように取り組まれるのか、また、今後どのように研究されていくのかということをお答えいただきたいと思っております。

次に、小さな2番目でございますけれども、きちんと森を育てていくというのは間伐という作業が欠かせないということでございます。しかし、人手不足、それから森林、木材の価格低迷等で間伐作業が非常に難しい状況だということを聞いております。鹿島市の状況というのはどのようになっているのか、私もよく存じ上げませんが、この状況がどのようになっているのかということをお知らせいただきたいと思っております。

それから、この間伐材を製品化するという取り組みが日本各地で行われております。山口県や熊本県では海に魚を集める魚礁ですね、これをつくる試みがなされておまして、既にこれは海に沈めているという状況だそうでございます。また、埼玉県におきましては、家畜

の飼料といたしまして開発をされておりますし、また、土木工事のいわゆる土手ののり面等にこの間伐材をチップ化したのを張りつけるとかというようなこともなさっています。それから、これは大きなことですが、宮崎県では間伐材を建材に加工いたしまして、実は中国は大ブームになっておるとい、要するに建築ブームになっているそうですけれども、中国に既に輸出をされているということでございます。このような間伐材を有効に活用するという取り組みが各地でなされているわけでございますけれども、この間伐材の加工ということに対して取り組みをどのようになさるおつもりなのか、お答えいただきたいと思ひます。

また、宮崎県は既に輸出をしております。ですから、これをできたら輸出ということまでつなげることが林業の振興にもつながるんじゃないかなと思ひますので、これについてもお答えいただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、農水産物の輸出ということでございます。現在、温州ミカンがカナダへ青果として、中東等にはジュースとして輸出をされておると聞いております。全国的に見てみましても、鳥取県の二十世紀のナシ、青森県のリンゴ、また、生鮮野菜等も香港に輸出されているということです。米につきましても、島根県が台湾の、いわゆる日本人社会がございすけれども、そういうところに輸出をされているということです。日本の農産物というのは、まずおいしいということと、安全であるということ、高品質ということで、世界的には評価をされているということです。ただ、コストが世界基準の3倍ぐらいのコストがかかっていますから、また値段は高いそうでございますけれども、それでもやはり輸出には取り組んでおられます。

また、佐賀県でも16年度の予算でイチゴの輸出に取り組むということが佐賀新聞の記事に載っております。このような全国的な状況及び佐賀県の状況を見ましたときに、今から守りの農業から攻めの農業にある意味で言ったら転換をしていく時期ではないかなと思っております。このように高品質で安全でおいしい作物の輸出に取り組まれたらどうかと思ひますけれども、これに対するお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、福井議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、2点目の今後の運動展開について、以前フォーラム鹿島で作成した長崎本線部会の報告書で提案していただきました五つの方法についてどう考えているかと、この点についてお答えをしたいと思います。

平成4年8月に存続期成会が設立されてから、その運動展開につきましては旧運輸省、あるいは大蔵省、あるいは自民党本部等への陳情、それからJR九州への申し入れ、それか

ら佐賀県知事への陳情、それから政治意識等でのアンケート調査など、これまでさまざまな方法で行ってまいりました。今後どのような方向に向かうのか、今非常に微妙な時期ではございますけれども、今後もその時期、あるいはその状況に応じて提案いただいた方法も含めて展開をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、ただいま福井議員の方から農林水産業の振興についてということで、まずCO₂の仮想取引の問題で御質問をいただいております。このCO₂の問題は、もともと京都議定書から始まりまして、その中でマラケッシュ合意というのがございますが、そこで国内の森林の吸収量を算入できるということで、日本の場合は6%を削減しなければならないというふうにあの中で言われています。そこで、このマラケッシュ合意によって森林をどれくらい炭素の吸収量を見るかということが計算をされていますけれども、実際、このとらえ方はいろいろございまして、その中で言われているのは、例えば、育成林、植林をして育成をしているものについては、係数的には1.77、これは炭素トンというふうな言い方をしますけれども、そのほかに天然生林という部分で、普通の天然に生えた森林という部分では0.9を一応基準の値とするように言われています。

そこで、先ほど議員申されますように、鹿島市の場合、じゃどうなのかということで、これに当てはめて計算をしてみますと、人工林の場合、鹿島では3,705ヘクタール、それから天然林の場合が1,218ヘクタールということで、これで計算しますと、大体2,800から3,000ということになります。これだけが鹿島の森林で吸収できる量というふうに計算上は成り立つわけでございます。

そもそも、この排出量の仮想取引というのは、先ほど議員申されますように、自分のところで企業内で努力をしてどうしてもできない部分をよそに求めるということが一つの制度でございまして、今からこれが県がこれについて取り組みを始める、16年度から取り組みを始めるということ言われています。だから、今後鹿島市にとってのメリットというのは、例えば、都市部でどうしても排出量が多い状況の中でこれをクリアできないというのを田舎に求めるという形で田舎の方に交付金的に金が集まってくる。それによって森林を今後育成していくという一つの循環が成り立つわけでございますけれども、これにはどうしても企業なり、全体的な国民の一つのコンセンサスが成り立たないと、金を出す方、また、それを受け取る方というのがなかなか成り立っていないというのが現状でございますので、これは今からの研究課題でございますし、鹿島市も独自ではなかなか難しいと思っておりますので、県含めてこの事業に研究を含めて取り組んでいきたいなと思っております。

それから、間伐材の製品化の問題なんですが、鹿島の場合は、昨年の実績で言いますと、面積的には80ヘクタール分ぐらい、約 4,000立方メートルの間伐を行っています。このうちに 600立方メートルが柱や垂木等に加工をいたしておりますし、あと 100立方メートルが、これはくいとか、看板、いす等に加工を行っています。それで、あとは先ほど言われました牛舎用のチップ等になっているのが30立方メートルぐらいございまして、4,000立方メートルの中で言いますと、まだかなりの少ない量でございます。しかし、現実的には、これがやっぱり出す手間というのがございまして、また、その費用というのがありまして、どうしても費用対効果の部分がございまして、なかなかうまく進まないというのがございます。だから、残りの部分はその森林の中で第一に還元するというやり方をやっていますので、ここもひとつ今後なるだけその分についてはそういう生産として結びつけるように、森林組合の方とも今話をして検討しているところでございます。

それから、輸出の問題でございまして、これは実際先ほど議員申されますように、宮崎県の方では今原木を中国の方に輸出を行っています。これも先ほど経費の問題がありまして、大量の量がそろわないと、向こうに送る費用というのがなかなか成り立っていかない。今言われていますのは、径の14センチぐらいのもので、長さが三、四メートルぐらい、これで船1そう当たり 3,000立方メートル以上の量をそろえないと、向こうに送るというのがなかなか難しいということで、去年は島根県あたりもそういう取り組みをされているようであります。価格的に、港まで運搬して売り渡し価格が杉で立米の8千円ぐらいで、ヒノキで12千円ぐらいということですので、これが採算上は、当時立米の30千円ぐらいしていたものが今10千円を切ったということで採算上割れているような状態です。その中の数字で言いますと、必ずしもプラスにはなっていないような状況もあります。だから、そういうふうな状況で、今後、近年では伊万里の方に今度中国木材の加工会社がありましたので、そこに佐賀県内を含めてですが、今出荷をするような体制を検討はされています。

それから、あと農産物の輸出の問題につきましても、これも今年度から県が単独事業として試みをする農産物等の海外市場開拓推進事業ということが今度始まります。これについて、県自体もまず事業区分としては、イチゴの試験輸送、それから輸出促進のセミナー、それから海外バイヤーの招聘とか、イチゴの実際の輸出の開始とか、そういうテスト的なものにことは取り組んでいくということでございますので、これは市といたしましても、JAさんあたり等含めて、県全体で取り組んでいきたいと思っております。鹿島もイチゴについては生産量ではかなりシェアを占めていますので、そういう部分で取り組んでみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私、先ほど課長が答弁いたしましたのに補足する形で新幹線問題について答弁をいたしません。

まず、今回、自民党・政府・与党は、北海道、北陸、長崎ルートにどれか、いずれか今から選ぶわけですが、それに用意できる財源を1兆円というふうに見込んでいるということになっております。果たしてこの1兆円が本当に確保できるかという問題をまず、やっぱり中身をぜひ政府は検討してもらいたいと思うんですね。まず、北海道、それから北陸、長崎ルート全体で1兆9,000億円ぐらい建設にかかる。今回、長崎ルートについては、武雄から長崎までが4,000億円、そのうちの武雄－諫早間、とりあえず2,000億円で建設してくれと、こういう要求をしているわけですね。この1兆円の財源確保であります。中身を見てもみますと、自前で調達できる資金というのは、そのうちの6,800億円、あとの3,200億円はほかのルートが開通した場合に入ってくる収入を当てにしていると。今すぐ入ってこないわけですが。将来それが入ってくるであろうと、本当にそれだけ入ってくるかどうかわかりません。その将来入ってくるであろう収入を当てにする、あるいは今の中で前借りをしてその分を次の建設費に当てると、こういうふうになっているわけですね。だから、本当にそれだけ収入があつての1兆円になろうかですね。

それから、もう一つは平成12年度の政府・与党申し合わせの中に、有利子借金はしないという申し合わせがあるんです、今後の建設については。利子、利息のある借金はしないと。これはしかし、3,200億円というのは完全に有利子借金であります。このあたりのことがどうなっていくのか、この1兆円というのがまかり通ったような格好になっておりますが、この中身というのはそういう中身になっているということをもとに我々は理解をしておかなければいけないということがあります。

もう一つ、じゃJR九州が依然としてこの長崎本線を経営するといった場合は、新幹線長崎ルートに賛成をするかということですが、これはそうはなりません。まず、新幹線が開通することによって経営が成り立たなくなる路線については、第2の国鉄になったら困るから、経営を分離しますというのが基本ですね。つまり、肥前山口－諫早間は経営が成り立たないというふうに断定をJR九州側でしておるからこそ、並行在来線というふうな位置づけをしたわけですね。そういう前提がある中で、じゃ何らかの方法で経営を持続すると。じゃ、今の特急列車の本数、普通列車の本数をそのまま維持できるか、あるいは全体的な経営が本当にじゃ半永久的に維持ができるか、この補償は全然ないわけですよ、まずそのことがあります。

それから、もう一つは大切なことですが、私たちはこの並行在来線と目されている沿線住民であると同時に、佐賀県民なんですね。佐賀県民です。あるいは西九州一帯の住民です。そういう中で、私は金曜日にも申し上げましたが、新幹線の建設効果があるかという問題と、

地元負担の問題と並行在来線の問題があると申し上げました。これはお互いにリンクしているとも申し上げました。したがって、先ほど申しましたように、沿線住民であると同時に佐賀県民であるという観点から考えますと、これは並行在来線問題だけ切り離して最初判断をするというわけにはいかない。全体を総合的に見て、特に我々はその中でも佐賀県民の中でも特に並行在来線の沿線住民という立場もあります。そういう総合的な観点から、この新幹線長崎ルートについては、私たちの結論というものはそういう観点をもちながら、今から何年後になるかわかりませんが、結論をイエスかノーかでしていく必要があると。現時点では、並行在来線というのは絶対死守するということであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

御答弁ありがとうございました。私が質問いたしましたいわゆるJR九州が経営をしても、それには同意しないというお言葉をいただきました。ありがとうございました。長崎本線存続については今市長からも答弁いただきまして、これやっぱり果たすためには、必要なことが一つあるんじゃないかなと思います。これはまず情報だと思います。例えば、長崎本線の存続、新幹線の建設につきましては、長崎県の期成会の主張と、長崎市の主張というのございました。長崎県新幹線建設期成会は1兆2,000億円と言っていますけれども、長崎市は1兆3,000億円と実は言っております。このようないわゆる長崎県にとって都合のいい情報というのが出てきているということでございます。私、新幹線のつくる効果というのは、長崎県が言われるほどの効果はないものだと思っております。それよりも、やはり長崎本線の線形を改良することや、複線化をしていくという方が実は私はその方がコストも時間短縮効果につきましても、沿線住民の交通手段の確保という観点から見ましても、よりベストな選択だと思っておりますけれども、ただ、これに関する情報というのが、私の手元にはございません。例えば、線形を改良していくコスト、複線化をしていくコスト、それからこれの乗客がどれくらい乗ってくれるかというそういう計算、それから経済効果については、全然私の手元には情報はございません。やはり今からこの新幹線の問題に対して対処していくときには、こういうふうなやはり情報ということを我々が手にしておかないと、対等な交渉ができないんじゃないかなと私は考えております。ですから、このようなコストの問題、時間短縮の問題、経済効果の問題について、これは鹿島市単独でやることは非常に技術的にもまず難しいことだと思いますし、これは鉄建公団に頼んだとしても、どんな数字が出てくるかわからないような状況でございますので、これについて、できたら何らかの手段を使って研究をしていただいて、我々の手持ちの情報としてぜひ確保していただければいいかなと思っております。

2番目の農水産物の取り組みについて、CO₂の吸収額というのはまだまだ先の話でございますけれども、実はEUでは現実に動き出しております。これはまだロシアも批准はしないと思っておりますし、アメリカは脱退もしておりますから、世界的な規模で見ると、まだまだどういふ状況かわかりません。日本でも、経団連、いわゆる経済団体の方たちは、コスト増に対して反対をされておりますので、まだまだどうなるかわかりませんが、環境省も既に取り組みを始めると言っておりますし、実験的な取り組みというのは既に始まっております。これでもたらされるものというのは、鹿島市にとってはCO₂の吸収という、いわゆる森林が持っている力、ある意味で言ったら大いなる田舎の力が新しい財源となってくることだと思います。この財源を使いまして、先ほど質問いたしました、例えば、間伐材の問題につきましても、輸出の問題につきましても、農産物等の輸出の問題につきましても、これを原資にして次の展開を図ることができるのではないかなという意味で1回目の質問をさせていただきました。

ですから、今からいわゆる仮想取引の問題なんですけれども、現実に田舎の力を生かした財源がここに生まれてくるということでございます。ですから、先ほどもこれについて研究していくという答弁でございましたけれども、ぜひ取り組みをしていただきまして、田舎が本当に豊かになっていく、農林水産業が豊かになっていくような鹿島にしていきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

長崎本線を今のまま、JR九州の経営のまま存続をするために、複線化とか線形改良とか、こういうものを図ることによって時間短縮を図ると、こういうことを研究してはどうかということではありますが、まさしくそれは今から新幹線をするまでもなく、こういう短縮効果もありますよということを我々研究をして検証すると。これは一つの大きな方法だと思います。ただ、当面は、ここもあと二、三カ月の問題がありますので、これに全力を集中して、そして今回、長崎ルートは見送りということになった場合には、やっぱりまだこの問題は続きますから、法律で整備新幹線法で長崎ルートというのはありますので、この今回の本番の後に、こういうものは一生懸命研究をしていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

3番議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、CO₂関係でございますけど、鹿島市では海の森事業、あるいは森を守る事業と、そういういろんな面で森林の育成に取り組んでおりますので、そういう中で先ほど課長からもありましたように、CO₂の削減等の役に立っていくんじゃないかと、そういうふう感じております。

それから、間伐材の問題でございますが、現状につきましては、先ほど課長から答弁がありましたとおりでございます。私たちもいろんな面で間伐材の利用ができないかということで、森林組合等の中で検討はしたことがございます。ただ、先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、どうやって採算性をとっていくかという点が非常にいい知恵が浮かんでこなかったというか、そういう面で、幸いに県内の中で、太良町に西部コロニーというのがございますね。あそこにちょうど私の近くから勤めている職員がございますので、そういう方の御意見をお伺いしたところですが、やはり特徴のあるいろんな製品をつくっていかないとなかなか売れないと。それと、人件費とかいろんな面でのコストがなかなか大変であるというようなことで、それからいろいろ家具等につきましても、今は斬新なアイデアの中でされておりますので、間伐材を使ったようなものではなかなか太刀打ちができないと、そういういろんな意見の中で、本来であれば、山に捨てておくべきものではないという感じはいたしますけど、できる限りの活用をしながら、活用するにはやはり先ほどもありましたように、材木店等に積極的に売り込んでいくとか、それから、県が取り組んでおります県産材の活用ですね、県の建物等で木材を利用する分については、県内産を使うという、そういう義務的なことも考えておられますので、そういう面の中で対応しながら、せっかく育った材木がありますので、使い方についてはそういう生産者の心を考えながら、いろんな面で今後活用できるような取り組みをしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

次に、7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。通告をしておりました点について質問をさせていただきますが、今回大きくは、1番目に、平成16年度予算編成に当たり市長の基本姿勢を問う。2番目に、交通体系の変化によるまちづくり、そして3番目に、鹿島市情報化の将来構想について質問をしてみたい。

まず、第1点目の平成16年度予算編成に当たり市長の基本姿勢を問うてでございますけれども、国と地方の借金が700兆円を超える中、小泉構造改革の柱の一つである三位一体改革は、国庫補助金の削減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲、これらを一体的に進め、3年間で国庫補助を4兆円削減して、そのうち8割程度の税源を移譲するというものであります。しかし、国から地方への税源移譲の方法が、十分に議論もされないままに、地方交付

税だけが大幅に削減され、全国の地方自治体では県も市町村も予算が組めない、財源が足りないという悲鳴が上がっております。本市でも市長の施政方針にもあったように、平成16年度の地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額は、対前年比12%減となり、極めて厳しいものになったとコメントをされました。とはいうものの、生活関連基盤整備や地域振興のための事業や教育、福祉など市民生活、市民へのサービスを低下させるわけにはいかないわけですから、予算編成は大変だったろうと推察いたします。

佐賀県では平成16年度予算編成に当たり、このような厳しい状況の中で県民理解を得るために、古川知事は予算編成過程を公開するというところを実施されました。これまでのあれもこれもから、あれかこれかと事業を精査するための手段だと思いますが、大いに評価できるところでございます。

本市においても、予算編成作業は大変だったと聞いております。輸出関連が好調で、景気は回復していけると言われておりますが、根本的な改革がない限り、財源不足は恒久的な感もあります。少ない財源を都市と地方がしのぎを削る構図になっているような感もあります。よく言われるように、地方はそれぞれに国土を守り、水や空気など、良好な環境を創出し、食糧を供給、また、教育に力を入れ、人材を排出し、都市部の補完をしています。会社等が集中する都市は、確かに税収は上がりますが、地方と都市との関係を考えるならば、税源移譲がなされない形での地方交付税の大幅な削減は許せません。

そのような観点に立ちお尋ねいたしますが、まず、国の三位一体改革に関する評価でございます。3月1日付の新聞に、全国の市長の三位一体改革に関する評価が掲載されました。鹿島市はどちらかという悪い方向ということで回答をされておられますが、市長のお考えを冒頭にお尋ねしたいと思えます。

2点目は、対前年比地方交付税が6.5%減、臨時財政対策債が28.6%の減、合計で12%の減は予想以上だったというふうに市長は演告で言われております。当初予測は交付税3.7%程度だったということでございますが、今後の景気動向にもよると思えますが、数年間は削減傾向は続くと考えられますけれども、その見通しをどのように立てていらっしゃるのでしょうか。16年度の歳入不足597,000千円の対応は、財政調整基金等で賄えるということでございますけれども、もし合併ができなかった場合には、17年度以降、非常に厳しいものではないかと予測をされます。合併をしなかった場合のシミュレーションはどのようになるのでしょうか。

合併が実現をすれば、実施計画施策可能経費が20年間で310億円、実施計画や新たな事業展開も可能になるわけですが、もし合併できなければ、実施計画自体の見直しも必要になるのではないかと思います。16年度予算と実施計画の整合性について見直さざるを得ないような状況になると思えますが、実施計画を計画どおりに進めるために、地域再生事業債というものを利用する考え方がなかったのか。また、地域再生事業債とはどのようなものかを答

えいただきたいと思います。

次に、構造改革特区や地域再生計画等国の新しい施策への取り組みに関して質問をいたします。

構造改革特区に関しましては、過去に数回指摘をしまいいりました。今すぐ取り組みをとる必要性を感じなかったという意味の御答弁をいただいたと理解しております。国では特区に続き、地域の活性化に意欲的な地方自治体を認定するため、地域経済の活性化、雇用創出の牽引役として、観光振興や農村再生、産学連携などの計画を募集をすると12月中旬に報じられました。今回は特区と違い予算措置も伴うもので、佐賀県内からも5件の応募があったそうです。2月27日に141件の地域再生支援が決定し、主な支援策として、国、県が管理する道路や河川を市町村がイベントなどに利用できるようにする。佐賀県が提案した補助金で建設をした学校、農業施設を宿泊施設へ転用する場合の補助金返還免除などの規制緩和や制度改正が盛り込まれております。このような結果を見ておられますと、鹿島市でも十分提案ができる、あるいはした方がいいような内容もあるようですけれども、いかがでしょうか。

そこで、国が提案をしているこのような構造改革特区、あるいは地域再生計画等の評価と取り組みの姿勢に関してお尋ねいたしますけれども、太良町との合併という大目標があるために、新たなことへチャレンジをするのは困難なのかもしれませんけれども、国の施策に対するチャレンジ精神がやや欠けているのではないかと考えられます。桑原市長は、1期目、2期目、さまざまなアイデアを出し、攻撃的な方針を出されていたような気がいたしますが、やや保守的になっておられるように見受けられます。そこで、構造改革特区、あるいは地域再生計画等への評価、また、検討はされたのかどうか、改めてお尋ねをいたします。可能性への挑戦、新たな雇用の創出に対する意欲、守りの姿勢から攻撃型の姿勢へ、ぜひそのような姿勢も見せていただきたいと思います。

3点目に、新たな発想によるまちづくりということで質問をいたしますけれども、私はあえて今回、「きょうどう」という字を協力して導くの「協導」という造語にいたしました。新たなまちづくりの手法として、行政と民間がともに考えることは重要です。例えばということで、ここにNPO、地域通貨、市内共通商品券、エコツーリズムなどを上げておりますが、これらの本市における取り組みに関しては、各議員からそれぞれ指摘があつているところがございます。これらに関しては、民間主導でという考え方もございますけれども、私は官民協導、協力して導く精神が必要ではないかと考えております。

NPOは本市には現在幾つあるのでしょうか。佐賀県では生活文化課の中にNPO推進事務局があります。積極的な指導がなされておりますけれども、鹿島市ではNPOに対しての窓口がどこの課なのか、市民には見えません。地域通貨、エコマネーに関しては、これも数回指摘をいたしましたけれども、研究をするという答弁はいただいておりますが、その後どうなったのでしょうか。

市内共通商品券は、多久市が商工会で取り組まれておりますが、これは地域振興商品券で金券型の地域通貨であります。市内の加盟店 120店舗で利用ができ、地域振興に寄与することが目的で、早速各種大会などの記念品に利用されているそうです。エコツーリズムは、グリーンツーリズム、あるいはブルーツーリズム、これも過去に何回となく提案がっております。このことにつきましては、具体的に2回目に質問をいたします。

大きな2点目で交通体系の変化によるまちづくりということで質問をさせていただきます。

まず1点目は、国道 207号バイパスの開通によります沿線の開発と保全の問題であります。

昨年12月、国道 207号バイパスが暫定2車線で開通し、「道路でまちが変わる」の言葉どおり、市内の様相が一変いたしました。当然のことながら、車の通行量も平均化して、市街地の交通緩和に寄与しているところでございます。桑原市長は、賀詞交歓会のあいさつだったと記憶しておりますが、207号バイパスの開通で、鹿島市の将来構想のキャンパスができた。そこに自由な発想で絵を描くように職員に指示をした旨の発言をされました。このことは、沿線の開発を含めて将来像を考えろということではないかと解釈をして質問いたします。

12月の議会において、福井議員、吉田議員、同様の質問をされておられますが、その確認と16年度以降に市長の指示に従ってどのような形で展開をされるのか、お尋ねをいたします。

1点目は、優良農地保全と経済の活性化、その両方の視点で計画的なまちづくりをということで、13年度に策定をされた国土利用計画によりますと、平成7年の農用地面積は2,910ヘクタール、全体の26%、15年後の平成22年に約36ヘクタール(96ページで訂正)を転用し、2,551ヘクタール、22.8%にすることを目標とされております。このことは、平成19年から21年にかけて、沿線の土地改良事業の完了から8年を経過するというをリンクしていることと考えられますが、土地利用計画ゾーニングの中では、バイパスから北東側、いわゆるバイパスの内側を住居、商業ゾーン等に指定をしてあることがこの36ヘクタール(96ページで訂正)の転用に関連があるのかどうかということでございます。

もう一点は、国道 207号バイパスや国道 498号の整備に伴い、ロードサイド施設等の需要が見込まれるので、農用地転用は周辺農地に与える影響を考えながら、都市的利用を進めるというふうに国土利用計画の中でなっておりますが、優良農地保全と経済の活性化の視点、先ほど冒頭に申しましたバイパス沿線の将来像を描けという市長の指示が今後どのように具現化をされるのか、お尋ねをいたします。

もう一点は、12月議会の吉田議員の答弁だったと思いますけれども、沿線開発のためには四つの要件があるというような御答弁をなさっておられますが、この四つの要件というものは一体何なのか、改めて確認のためにお尋ねをいたします。

次に、交通量の変化と今後の対応ということでございますけれども、207号バイパスの開

通によりまして、207号線、現207国道は、確かに交通量が減少をいたしております。過去に2回ほど交通量の調査があっていたようですが、実際、車の交通量に関して、バイパスと207号線の流れはどのようになっているのか、その結果がわかれば、お示しいただきたいと思っております。

それから、207号バイパスを走っておりますと、ホームセンターユートクのある交差点から老建施設のゆうあいの間が渋滞をいたしておりますが、このこともある程度予測はできたんじゃないかと思っておりますが、県のホームページを見ておりますと、平成16年度に国道207号バイパスの4車線化の予算化がされておりました。このことは県会議員の土井県議から多少はそういう情報を得ておりましたけれども、実際に予算化をされていたことでびっくりしたわけですが、その辺の流れに関して情報があれば、お尋ねをしたいと思います。

ある市民の方に私聞かれたときに、百貫橋から室島交差点までの4車線化の話は存じておりましたので、ただ、国道207号線に関しては、これは私たちの生きている間にはちょっと無理じゃないですかというようなお答えをしたところ、予算がついていたということで、正直言ってびっくりいたしましたので、お願いをしたいと思います。

またもう1点は、国道207号、現在の国道の今後について、一部県道に格下げになるとか、市道になるとかという情報がございましたが、その後の情報があれば、お願いをしたいと思います。

もう一点が207号バイパスに関連しての街路灯等に関してですけれども、国県道を走っておりますと、橋梁や交差点、特に横断歩道がある交差点には街灯があるところが多いです。以前に私が、防犯灯、街路灯に関して質問をしたときに、橋梁とか信号機のある交差点に関しては、街灯をつける設置基準があるような御答弁をいただきましたけれども、国道207号バイパスだけを見ましても、街路灯がある交差点とない交差点、これは信号機があってもですね、まちまちでございまして、その基準がどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、新幹線長崎ルートの問題ですが、この問題に関しましては、北原議員、そして先ほど福井議員の方から質問をされておりますので、具体的に質問だけしてまいりますけれども、まず1点目が、施政方針の中の7ページにございますが、市長の施政方針の中で、営業主体であるJR九州は肥前山口―諫早間を経営分離したいとの意向がありますが、長崎県、佐賀県ともに認可までに経営分離について沿線自治体の同意が必要であるなどの基本スキームにおける諸条件については、十分認識をしておりますというようなことがございました。この認可についてお尋ねをしたいと思いますけれども、認可までに沿線自治体の同意が必要だというようなことですが、今後の流れとして、5月までに政府・与党が合意をして着工区間が決定される。着工区間が決定された後、国土交通省が認可をするというような、そのような手順になっていくと理解をしておりますけれども、その同意の時期が一番問題になってくる

んではないかと思います。同意を政府・与党が着工区間を決定してから同意をとりに来られた場合には、既に公としては着工区間が公表されるわけですので、その時期では非常に遅いんではないかということで、この同意をどこに市長としては同意の時期を考えていらっしゃるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

それともう一点は、地元負担の問題ですけれども、佐賀県の負担が 180億円というふうに聞いております。先ほど市長は、今回の新幹線の課題として、費用対効果、地元負担、それから並行在来線、この三つの課題はリンクをしているというような説明の中で、県負担が 180億円ということで、お尋ねしたいのは、この 180億円の県負担の中で、佐賀県の49市町村のそれぞれの市町村負担というものも生じてくるのかどうか、その2点に関して、新幹線に関してお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな3点目、鹿島市の情報化の将来構想についてでございますけれども、1点目はテレトピア構想の進捗についてでございます。

平成14年3月7日に藤津鹿島地区テレトピア構想モデル地域の指定を総務省から鹿島市、太良町、塩田町、嬉野町の1市3町が受けました。推進法人は、鹿島市がネット鹿島、太良町と塩田町が藤津ケーブル、嬉野町がテレ九ケーブルで広域指定をされ、将来的には佐賀県内の高速情報網で接続するべく計画はされております。

鹿島市内のシステムの概要は、ネット鹿島に情報センターを設置し、図書館や公民館、学校などの公共施設をケーブルテレビ網で接続し、情報通信ネットワークを構築する。インターネットや公共施設の端末で、各種申請様式の取得、公共施設の予約などができるシステムや災害時の情報の提供など、住民生活の向上を図っております。

具体的には、行政情報システムやコミュニティー映像システム、議会中継システム、広域防災システム、公共施設予約システムなど、それらのシステムは今年度中、平成15年度中には整備というふうに計画書ではなっておりますが、コミュニティー映像システム、議会中継システム以外は整備がされておられません。

そこでお尋ねをいたしますが、テレトピア全体構想の進捗が現在どのようになっているのか、また、公共施設や学校などとのインターネットによる高速情報通信、また、公共施設の予約災害情報などは何年度ごろになるのか、それから、現在のCATVの普及状況とエリア、加入状況、佐賀県が考えている県内の情報化の構想の進捗状況等に関してお尋ねをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、情報の伝達、発信の方法ということで質問をいたします。

昨日、BS放送で「おーいっぽん」の放送がございました。肥前浜地区に氷川きよしさんが来られたわけですけれども、昨日は生中継ということで余り宣伝はなされておられません。今回私がこの質問を取り上げましたのは、最近、鹿島市でかなりの放送の録画等があっ

ております。最近皆さんが御存じの中でも、一月ぐらい前でしょうか、はなわさんが来られて、祐徳神社、あるいは干潟公園等での録画がございました。それから、石塚さんと鈴木杏樹さんが来られた番組の録画がございました。つい先日は、佐賀県の県政リポート、これはSTSですけれども、その録画がっておりますが、市民の皆さん方から出てくる声は、なし教えてくれんとねというようなそういうお話でございます。

そこで、いわゆるそのようなそれぞれの番組、鹿島市の方にも情報としては伝わってきているんだと思います。ところが、これが商工観光課であったり、あるいは生涯学習課が窓口であったり、県政リポートは都市建設課が窓口だったわけですけれども、それぞれ窓口の違い、それとすべてが行政の方に情報が流れてくるとばかりは限りません。そういうことで、市長は演告の中で今回の50周年の企画を考える中で、全国の鹿島市の出身の方々、あるいは全国の方々に新聞、テレビ、雑誌等を通じて情報の発信をしなければならないというようなことを言われておりますけれども、いろんな形で報道、あるいは番組制作がなされるものを集約して流すシステムを確立しなければならないんじゃないかと思います。どこに情報を集めるのか、どのような形で発信をしていくのか、そのシステムづくりが必要ではないかと思いますが、そのことに関して御答弁をお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。なお、11時25分から再開をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番議員の質問に対する答弁を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中村議員の1回目の御質問の中の大きい項目、1番目、平成16年度予算編成に当たり市長の基本姿勢を問うの中の(1)、三位一体改革と予算編成の中の、ちょっと質問が4点あったと思います。その中の三つにつきまして、私の方からちょっと答弁をいたしたいと思います。

まず、三位一体改革のことですけれども、この三位一体改革が、鹿島市の16年度予算にどのように影響したのかというところからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、16年度の当初予算編成というのは、10月に中期財政計画を策定をいたします。それから、11月にその中期財政計画の財政計画の中の財源をもとに実施計画を企画の方でお願いいたしまして、それをもとに12月から予算編成に入っていくということでございます。

そういう中でスケジュールを組みまして、これは例年どおりのスケジュールでございます

が、予算編成をスタートさせました。そういう中で、12月19日に平成16年度の国の地方財政計画の概要が明らかになりました。その時点で、我々びっくりしたわけですが、先ほど議員おっしゃられましたように、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額が12%の減と、前年度比です、これは鹿島市にちょっと引き直しますと、約6億円の一般財源の減収ということになります。中期財政計画の中でもある程度の減額というのは見通しをいたしておりました。そういう中で、減は見込んでおったというものの、これを我々が見込んだ以上の大きな減額になったということで、このために予算編成方針の見直しを行わざるを得なかったということになります。そういうことで、先ほど言われましたように、この時点で597,000千円の収支不足が生じたので、当初見ておった歳出削減の幅をさらに大きく各課にお願いをするということと、歳入につきましては、例えば、減債基金の取り崩しの範囲を少し広げるというような形での歳入増の確保とか、そういったものも行いましたけれども、結果的に当初予算段階では380,000千円の財政調整基金の取り崩しをお願いいたしているところでございます。

この財政調整基金の取り崩しにつきましては、今度また15年度の補正予算をお願いいたしますけれども、15年度予算の予算の凍結をお願いいたしております。単独事業費の執行残の20%程度ということでお願いをいたしておりますけれども、そのあたりと、それから、16年度の繰り越し額の増額の確保ということで各課に無理なお願いだったと思っておりますけれども、お願いをいたしまして、最終的に、県段階ではございますけれども、最終財政調整基金の取り崩し額が約1億程度でとどまるのではないだろうかというところでは見ております。

この残りの取り崩し額につきましても、16年度での歳入の増額確保、あるいは歳出の節減などによりまして、できるだけ圧縮していきたいと考えているところでございます。

そういう三位一体改革の中での鹿島市の予算編成の中で、相当苦しい予算編成、異例でございます、15年度の事業費をカットせざるを得ないというようなこともやった中で、何とか16年度予算を包んだわけですが、今後の見通しということで御質問があったと思います。今後の見通しといたしましては、今、三位一体改革の中で取り上げられている地方財政計画の規模の縮小という中で、今、国が打ち出しておりますのが、これは改革と展望の期間の中で15年から18年でございまして、まず給与関係経費で純減で人員を4万人削るとというのが打ち出されております。ちなみに、今年度は1万人の純減でございました。それから、一般行政経費、通常の事務経費につきましては、基本的にアウトソーシング、外部委託とかそういった形での徹底した効率化を図ると。それから、そういうことをやりながら、なおかつ市町村合併経費、これは増額です。増額などを織り込んだ上で前年度以下に抑制していくというような方針が打ち出されております。それから、地方単独事業につきましては、平成3年ごろまでの水準までに圧縮するというのが打ち出されております。これはどのくらいかといいますと、約20%、今の予算額の20%削減という率になります。今年度は

なみに 9.5%の削減であったということであります。今年度ほどの大きな削減はなくとも、少なくとも改革と展望の期間、それ以後についても地方交付税は削減されていくものと、財政課としては想定をいたしております。

そういうことで、もう一つ、3点目の御質問に、合併しなかった場合はどうなるのかと、財政シミュレーションの場合の話をされていたと思います。一応この交付税の大幅な減というのは、やはり合併協議の中でもいろいろ議論になりまして、この前の合併協議会の方に、改定版の財政シミュレーションを提出されております。16年度交付税が12%減となる改定シミュレーションです。基本的に財政シミュレーションは交付税が2%程度緩やかに今後減額していくということで策定されておったわけでございますけれども、それを16年度分だけは交付税と臨時財政対策債を合わせた額を12%減ということで改定のシミュレーションをつくられております。それによりますと、基金繰り入れを実施しても、平成20年度には両市町、鹿島、太良でございますけれども、施策化の経費はマイナスとなり、現在行っているサービスすらカットせざるを得ない状況となるというシミュレーションが提示されておるところでございます。

そういうことで、地方交付税の削減は先ほども言いましたように、今後も続いていくものと想定をいたしております。さらに、合併関係経費が今後相当全国で需用額が膨らんでいくと想定されます。そうなった場合に、合併しなかった市町村の交付税額は、合併した市町村以上に削減されていくものと想定されます。そういうことで、合併しなかった場合には非常に厳しい財政運営を強いられていくことになるだろうということでございます。

幸い、鹿島市は大型事業がほとんど完了いたしておまして、起債の償還もピークを過ぎております。第4次総合計画では、ハードからソフトへの転換ということをいち早く打ち出しております。そういうことでありますけれども、交付税が予想を上回るペースで削減されていくため、やっぱり実施計画自体の見直しはもちろんでございますけれども、退職不補充による人員削減ペースをふやすなど、今以上の歳出削減努力が必要となると考えておるところでございます。

最後になりますけれども、地域再生事業債を活用して、実施計画の事業確保という御質問だったと思います。この地域再生事業債というのは、今度16年度から新たに地方財政計画の中に計上された地方債でございます。16年度に地方単独事業が9.5%削減されたことと、交付税と臨時財政対策債が12%の大幅な削減になったことから、地方単独事業を実施しようとする団体については、ある程度の事業量の確保が必要であるという観点から、新たに創設されたものでございます。

充当率は100%でございます。事業費につきましてもある程度、起債の充当は弾力的に運用できると。例えば、一つの地方単独事業で起債を充当しておっても、その充当残にもこれを充当できるというようなことで、弾力的な運用にはなっております。ただ、問題というこ

とでもないわけでしょうけれども、基本的には交付税の算入方式は標準事業費方式ですとされておりまして。今まで、標準事業方式というのは、地方債を発行した団体であろうが、発行しなかった団体であろうが、後年度人口によって措置されるということで、基本的には単位費用の中に入っていくということですので、これをじゃ発行したから、翌年に交付税をかけるとか、そういうものではないということで、大きな国の交付税改革の中での事業費補正を縮減していくという長い中で、そういうふうな取り決めがされているみたいでございます。

それから、この地方債をなぜ鹿島市は発行しなかったかということでございますけれども、基本的に16年度につきましては鹿島市の単独事業費につきましては、その基準があります。発行の基準がありまして、単独事業費が地方財政計画のマイナス 9.5%になっていますけれども、それ以上を上回って事業を実施している団体ということでございますので、ちょっとこれは鹿島市の場合、該当いたしておりません。それから、前年の標準財政規模の13%を超える額を地方単独事業として確保している団体についてはという二つの採択要件がございますけれども、これはいずれについても、鹿島市の場合は先ほど申しましたように、ハードからソフトへという転換を進めている段階で事業費が落ち込んでおりまして、いずれにも該当していないということでございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

2点目の構造改革特区等に関する国の施策に対する取り組みという御質問についてお答えをいたします。

まず、この構造改革とそれから地域再生構想、これは簡単に言いますと、ともに規制とか制度などの阻害要因を除去いたしまして、地域経済の活性化とか雇用の拡大、これを促そうとするものでございます。そういうことでございますから、両制度とも我々まだ民間の方でもそうでしょうが、提案する側から言いますと、日々の提携業務の遂行力に加えまして、問題意識とかひらめきとか創造力が必要となってまいりまして、我々の最も不得意とする分野の能力が試されていると言ってしまうことはできないということ、なかなか難しい取り組みとなっております。

それと、もう一つこの難しさは、このアイデアからいかにして展開をしていくか、これも一つのポイントとなっております。したがって、考え方が守りといったことではなくて、こういった制度の考えに対応できる力が今残念ながら十分ではないのかもわかりません。しかしながら、これは今後努力を続けることで十分身につけていけるというふうに考えております。

それから、両制度の検討の状況でございますが、特区につきましては、市の方では15年の11

月に各部各課へ特区の検討の依頼をいたしております。そして、11月末に各課から11件の提案がっております。これを二つに分類をしております。まず一つ目が、特区の認定申請をすることができるもの、それから2点目が、特区の構想の提案をすることができるもの、この二つに分類をいたしております。一方、国の方では15年の11月で第4次の提案を終了いたしております。そして、16年の1月に第4回認定申請を終了いたしております。それで、国の今後の申請とか提案のスケジュール、これが未定であります、各課から提案のあったものについて、次回に国に申請とか提案ができるか、これを念頭に置きながら、鹿島市に即したこれら認定の申請ができるか、ここらあたりを含めた検討を続けてまいりたいと考えております。

それから、地域再生構想であります、市の方では、15年の12月に各部各課へこの地域再生構想の検討をしていただきたいということで通知を差し上げて、翌16年の1月5日、年明け早々に各部と関係課へ直接構想の説明会を実施いたしました。ただ、今のところ、これもなかなか難しい制度でございまして、現在までこの構想にかかる各部各課からの提案はあつてはならない状況となっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、中村議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

まず、私の方からは、(3)の新たな発想によるまちづくりの中で、NPO、あるいは地域通貨、市内共通商品券についての取り組みが消極的ではないかという御質問に対してのお答えをいたします。

確かに、市内には現在NPO法人が2カ所ありますが、そのほか地域通貨、あるいは商品券の取り組みということについては、全くなされておりません。その原因といたしましては、例えば、NPO法人を例にとりますと、NPOと言われる、いわゆる任意の団体、あるいはボランティア団体については鹿島市内にも幾らかあるかと思いますが、法人化となりますと、一定の権利が与えられる反面、例えば、定款の規定とか、あるいは複式簿記による帳簿の整備とか、そういったものも義務づけられてまいります。そういうことで、なかなかそのあたりがネックになって、法人化までに至るということは進んでいないんじゃないかなと思っております。また、一方、地域通貨、あるいは市内の共通商品券につきましても、官主導で行われた地域については、なかなか長続きしてないという現状があります。そういうことで、今のところ、いわゆる民意のそういった意識の確立というんですか、協力体制というんですか、そこまでは至ってないというのが一つの原因ではないかなというふうに分析をいたしております。

それから、国道 207号バイパスの沿線の開発と保全に関する部分についてのお答えをいたします。

まず第1点が、13年度に策定されました国土利用計画による用地面積が 2,910ヘクタールから平成20年には 360ヘクタールが減少して 2,551ヘクタールになると。これは土地改良事業の完了から8年経過する、いわゆる平成19年から21年にかけて、こういった土地改良事業の完了から8年経過をしますけれども、このこととリンクしているのかどうかという御質問だと思います。結論から申し上げますと、農地面積の 360ヘクタールの減と、平成13年から22年という期間は、直接的にはリンクをしていないというふうに私どもは理解しております。その理由といたしましては、鹿島市の国土利用計画は、まず期間については第4次総合計画に合わせて定められたものであって、また、市道が現在及び将来における市民のための限られた資源であることを前提に、あくまでも将来の目標、あるいはあるべき姿を描いたもので、国土利用の基本を定めたものと言えると思っております。したがって、国土利用計画を策定する時点では、御質問の圃場整備事業完了公告から8年経過することなどの実務上の細部にわたっての検証をして策定されてはいないというふうに認識をされてきております。しかしながら、実際にある地域を国土利用計画に沿って用途地域を見直す場合には、農振法とか、あるいは都市計画法という一定の強制力とか規制力を持った法に基づいて行わなければならないので、このときは圃場整備事業完了公告から8年経過しているかどうかということは重要な要件となりますので、実務上は大いにリンクしてくると言えると思っております。

それから、第2点目の土地利用計画ゾーニングでは、バイパス北東側、いわゆる内側を住居、商業ゾーン等にしてあることも関連があるかどうかということでございましたけれども、確かに聞いたところによりますと、バイパス内側には幾らか用途地域指定外の部分があるということでございます。しかしながら、土地利用計画で大まかにはそのあたりは用途地域を指定するという範囲で色分けがしてあると思っておりますので、そういう意味では、この 360ヘクタールの中に含まれてくるというふうには理解しております。

それから、沿線開発のための四つの要件とは何かということでございましたけれども、さきの12月議会の中では、都市計画課と農林水産課サイドからそれぞれの課題、あるいは要件が答弁されましたが、その内容は、まず都市計画課サイドから言いますと、一つが人口増の見込みがないこと、二つ目が現行の用途地域内に未整備、未開発、未利用の用地が84ヘクタール残っていること、3点目が、農振地域などには基本的に用途地域を指定すべきでないこと、一方、農林水産課サイドからは、一つが、農用地区の地域外にそれにかわる用地がない場合、2点目が、変更した場合に農地の集団性が保たれるか、また、土地利用の混在がないか。

3点目が、農業用排水など、土地改良施設の機能に支障を来さないか。

4点目が、土地改良事業の完了公告後8年を経過しているか、以上の理由等でバイパス沿線の農振除外は困難であるということだったと思います。

それから、大きな3点目の鹿島市の情報化の将来構想についてでございます。

まず第1点目の御質問は、CATVの普及状況、いわゆるエリアと加入状況の御質問だったと思いますが、これにつきましては、平成15年度のCATVのケーブル敷設事業も終了し、現在、市内の約7,119世帯をカバーできるようになったところでございます。こういうことで、2月末現在で1,176件の加入となっております、そのうち、343件がインターネットも加入しておられるということでございます。

次に、2点目のテレピア全体構想の進捗状況でございますけれども、現在のテレピア計画は、地域情報化への取り組みや情報通信基盤整備の進展に伴いまして、地区課題や住民ニーズに対して、効果的、的確に対応していくためには、単独の市町としてではなく、複数市町の協力体制のもとに、各施設への取り組みが求められているということを受けまして、平成14年3月に策定されたところでございます。

当地域では、地域情報化のねらいの一つであるCATVサービスが嬉野町、あるいは塩田町で提供されておまして、両町は難視聴地区ということもありまして、加入率が当時で85%から95%以上の加入率となっていたところでございます。このような中で、鹿島市、太良町におきましても、本テレピア計画を機に、CATVによる映像サービスの提供と最新技術を導入した、いわゆるブロードバンドネットワークのサービスエリアとしての利便性を追求していく計画として、鹿島市、藤津地区の情報通信基盤はCATVを主体にしていく方向となったところでございます。

以上の経過を踏まえまして、鹿島市では平成14年、15年度の2カ年間でCATVケーブルの敷設事業に取り組んでまいりました。その結果、現況は最初お答えしたとおりとなったところでございます。

次に、公共施設、学校など、インターネットによる高速情報通信や、あるいは公共施設予約、災害情報などはいつになるのかという御質問だったと思いますが、まず、インターネットの接続状況でありますけれども、学校につきましては、既にISDN回線からCATVケーブルへの切りかえは完了しておるところでございます。また、各地区の公民館につきましては、平成16年度予算で実施するようにしております。

次に、公共施設の予約、あるいは災害情報システムなどのいわゆるソフト事業の取り組みでございますけれども、予定しておりました情報基盤整備というのは、一応今年度で終了しますので、今後はそのシステムの導入が主体となってまいります。その中の一つであります災害情報システムにつきましては、平成16年度に県と市町村を高速、大容量の光ケーブルで結ぶ、いわゆる公共ネットワークの構築とデジタル化した地上系防災行政無線の整備を計画されておりますので、鹿島市といたしましてもこれに参加し、それによって送られてくる土

砂災害情報をCATVを通じて各家庭に流していきたいというふうに考えております。

それから、周辺自治体の情報化ということで、高度情報化推進協議会の役割についての御質問があったと思います。

現在、この高度情報化推進協議会というものは、佐賀県ともう一つが藤津鹿島地区にございます。また、そのほかの藤津鹿島地区の高度情報化推進事業についてお答えをいたします。

この協議会は、一つがテレトピア計画の策定及び推進に関すること、二つ目が、高度情報化にかかわる調査研究に関すること、五つ目が、その他高度情報化に関することを審議する機関として、平成13年の8月に設置されたものでございます。委員といたしましては、1市3町、いわゆる鹿島市と藤津郡の3町の首長と、いわゆる産業経済界の代表4名、それから地域団体の代表2名、学識、あるいは行政機関の職員等で2名、オブザーバー1名の計13名の委員で構成をされております。その下部組織として、各市町の関係職員から成る推進委員会というのがございます。

協議会の活動につきましては、テレトピア計画が作成された以後は、まずは未整備地区の基盤整備が必要ということから、特に開催されてはおりません。推進委員会につきましても、昨年の4月26日に各市町の担当職員が集まり、開催をしたところでございますけれども、鹿島市、太良町においては基盤整備に取りかかったばかりという段階でございましたので、合併協議が、そしてまたほかに合併協議が進行中ということもあり、主に現況報告で終わったところでございます。現在は、鹿島市におきましても第1段階の基盤整備は完了しましたので、協議会といたしましては、第2段階である各種システムの開発に移っていかねばなりませんけれども、合併の成り行き次第では、テレトピア計画そのものも見直さなければならぬ状況となってきております。

そういうことで、今後の情報化計画と情報格差対策でございますけれども、まず市内全域の情報化計画でございますが、第1次の基盤整備では、市内の約7,200世帯をカバーできるケーブル幹線を敷設しましたので、まずは加入者の促進に取り組んでいかなきゃならないと思っております。残りの山間部を中心とした約2割の地域につきましては、加入状況等を勘案しながら、対応していかなければならないと思っております。

また、現在進めております合併問題とも十分関係してまいりますので、当面は合併に向けた取り組みを優先していきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、今後の計画につきましては、庁内関係では1人1台のパソコンの配置と庁内LANの整備です。それから、庁外的には県の公共ネットワークへの参加とそれを活用した県市町村共同のシステム開発の研究への取り組み、また、合併後は新市としてのテレトピア計画の策定等が重要になってくると思っております。

それから、最後になりますけれども、情報伝達、いわゆる発信のやり方についてお答えを

いたします。

現行では、主に市報、あるいはホームページ、回覧等を通じて市民に情報を発信しております。一方、庁内では市報、またはホームページに掲載される記事等につきましては、いわゆる企画課の方へ情報が集まるシステムは現在もありますけれども、各課が独自につかむ情報で、特に全庁的に周知した方がよいと思われるものの発信システムは完全とは言えないと思っております。

そこで、先ほど例に挙げていただきました、例えば、関係課でテレビの取材等がなされることを知ったときは、定例の部課長会に間に合えば、そのときの部課長会とか、あるいは事務連絡会等で周知をしたり、これに間に合わないときは関係課で回覧等を作成して周知することを先日の部課長会でも確認をしたところでございます。

また、1人1台のパソコン配置等が完了し、庁内のLANが整備されれば、こういうこともメールでのやりとりもできますし、また、ホームページを各課から直接更新できるようにすれば、その辺の充実も図られるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

数点つけ加えまして、私の方からお答えいたしますが、まず平成16年度の予算編成に当たり市長の基本姿勢を問うと。冒頭に、時事通信社のアンケートで小泉内閣の三位一体改革をどう評価するかと。私は余り評価しないということに実はアンケートを提出しておりました。それは、三位一体改革というのは、理論上は私は正しいと思います。ただ、これが現実的に三位一体になってないと、早く言えばですね。先ほども申しましたが、補助金の削減、あるいは交付税の削減、税源移譲、我々にとって一番大切な税源移譲が一体となって改革をされない限り、マイナス分ばかり先に削減をされるということになりますと、到底先ほど来申し上げておりますように、予算編成すらおぼつかないということになるわけでありまして、交付税が削減された分、あるいは補助金が削減された分、税源が移譲なされてないということが大きな理由であります。

平成16年度の当初予算編成に当たっての経緯、経過は先ほど課長から申しました。ちょっとわかりにくかったと思いますが、この基金のうちの財調の部分で380,000千円切り崩すことによって予算編成ができたとまず言いましたですね。その後に、これが実質は1億円程度で済むというふうに考えておりますということを言いました。このことを少し説明をいたしますと、これはどうしてそういうふうになるかといいますと、まだ我々は15年度の決算をしておりませんね。15年度決算は16年度予算案の後になります。これが15年度決算をした後に16年度予算編成案ということになりますと、わかりやすいかと思うんです。

こういうタイミングが逆になっていることによって、当座、当初予算というのは 380,000 千円の財調の切り崩しによって成り立つということですが、実質15年度決算をしますと、そのうちの 380,000千円のうちの 280,000千円ぐらいは繰り越しを予定できるんですということなんですね、15年度から16年度繰り越しができますと。そうしますと、実質16年度の予算に対しては1億円程度の財調の切り崩しで済むようになりますと、こういう意味であります。したがって、非常にほかの市町村と比べれば、財政当局、あるいは全職員がこの財政難に当たって協力をしてくれた。あるいはまた、職員の前では申し上げにくいことではありますが、平成10年ぐらいから私たちは財政改革、行政改革に取り組んでおりますが、この5カ年ぐらいで職員の数が20名ぐらい減らさせていただいておると、このことの効果も大きい、こういうことが言えようかと思えます。そういうことをつけ加えておきたいというふうに思いますし、また、17年度以降においても、どれくらいということにはわかりませんが、交付税は削減され続けるであろうというふうな予測をしております。

こうなった場合にどうなるかと、財政シミュレーションについては課長がお答えいたしました。簡単に言えば、これは合併した場合と合併しなかった場合は、当然この財政状況というのは大きく違ってまいります。この合併しなかった場合は、今のサービスの享受は市民は受けられない、あるいは税金を高くするか、そしてまた、経常経費を低くするか、そのあたりが要点としてあります。

したがって、よく例えば、太良町の方にも言われる人がおられるようですが、鹿島市と合併することによってサービスが低下しないかという心配をされる。これは全く逆なんです。合併をしないと、今のサービスが受けられないと。したがって、合併をすることによって今のサービスが低下しないように、負担が高くならないように辛うじてできると、これが正確な考え方だというふうに思っております。

それから、この際ですので、ひとつ申し上げておきますが、起債残高ですね、借金の残高、私は七、八年前からこの起債を最高 140億円以内に抑えますと。今金利が最高に安いとき、あるいは地方単独事業としての起債が認められている時期、この時期に集中的に投資をしますと。このことは経営上、極めて有利なことになりますという判断をしているからです。結果的にはこれが凶星当たったような結果になっておまして、あれほど金利が安い時期に、そして起債に対して交付税算入率が高い時期に投資をしたということは私は正解であったし、事実が物語っております。私は当時から 140億円以内に抑えますということで、結果的には平成12年度でピークで 138億円に起債残高を抑えました。当時のやり方、つまり、政府の交付税の特別会計、この出口ベース、これを平成12年ぐらいの基準に合わせて言いますと、それに合わせる形で今から説明いたします。

平成12年度に 138億円起債残高がありました。そして、平成16年度末には 122億円にこれになります。このうちの臨時財政対策債が 1,660,000千円発行をいたしますので、実質の借

金は16年度末で 105億円になります。つまり、33億円、13、14、15、16、4カ年で33億円鹿島市は借金を減らしたということになります。これはおわかりですね。現実として数字で出ております。この33億円減った 105億円の借金のうち、交付税措置率が53.3%あります。これは国が借金を見てくれる。これ差し引きますと、16年度末には 4,938,000千円、借金は実質は来年度末で 4,938,000千円、50億円切ります。さらに申し上げますと、基金、つまり、タンス預金を持っているわけです。例えば、これが25億円としますと、実質借金は最初の借金は24億円と。ですから、鹿島市の当時から私は財政大丈夫かと、このことをずっと説明をしておったんですが、信用していただけませんで、実質、現実的にはこういうふうに移移をしているということでもありますので、この際、報告をしておきたいというふうに思います。

それから、次に、構造改革特区で、こういうことでなかなか鹿島市が提案をしないので、守りになっているんじゃないかということですが、これはその時々でいろんな重点の取り組むべきことがあります。それは10や20はあります。しかし、その中でも特に市長がリーダーシップをとって、そして先頭に立ってやるべきことというのは、一つ、二つ、三つ、それくらい、今現時点では私がいわば攻撃という意味ではないですけど、やっておりますのが、合併問題とそれから長崎本線の存続問題です。ですから、そういう意味で守りに転じたということではなくて、重点的に絞って、そのことに対しては私はリーダーシップをとりながらやっておるということでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、交通体系の変化によるまちづくりで、国道 207号バイパス、これが平成16年度予算で県の予算で百貫橋から黒川のところまで、全線4車線化になるようになっていくということでもあります。実は、これまではっきり、全体の交通量調査を県の方でもしてもらっておりますが、今の段階で言えますことは、207バイパスが開通をしたことによって、この鹿島地区に長崎方面から佐賀方面、あるいは塩田方面に抜ける交通量が、朝方7時から12時間の間、夜間はちょっと除きますが、その間で1割から2割、実は全体の交通量がふえているんですね、この開通したことによって。だから、ここが渋滞が緩和されたということでしょう、全体の通行量がふえている。その中で、特に百貫橋から黒川あたりの渋滞の状況も見られるようになったと。こういうことが一つの要因。

それからもう一つは、古川知事が言っておられます集中的投資ですね、あそこもここもするということとはせんと。そういう概念で、今 207バイパス、207関係が百貫橋から竜王崎まで今集中的にやっています。そういう範疇にこれも入るということで、来年度の予算として早速4車線化を図っていただくということになったようであります。

それで、こうなりますと、中村議員が言われました、また沿線の利活用をどのように考えるかということになっていくわけではありますが、これは先ほど申しましたように、要するに、いわば私も反省をしておりますが、やみくもにバイパスが開通したからその沿線用途をどうにか変更ができるのかできないのかということを検討せろということで指示をしております。

したが、先ほど申しましたようなことが理由でそれはできないと。ただし、市の方で目的をちゃんと設定をして、ここはこう開発したいという意味、意図をちゃんとはっきりした上にもう一遍検討しようということでありますから、もう一遍仕切り直しをして、まずあのあたりを鹿島市としてどういうふうな利用をやりたいと思っているのかということから議論をやるということで今指示をしているということであります。

それから、この新幹線長崎ルートの問題であります。まず 180億円の地元負担と、これは確かにそういうふうな試算になっております。これはあくまでも県がおっしゃられるんでしょう。しかし、地元町の地元市町村で、例えば、駅が予定されているところ、停止駅に予定されているところ、こういうところはその以外に関連ですね、駅舎、あるいは周辺の開発、少なくともよその例で言いますと、一駅あたり 100億円、200億円、300億円、こういう単位で投資がなされていくわけでありますので、このことはやっぱり地元負担ということは非常に重いと。

また、皆様方御存じのように、今新幹線神話が、サンデープロジェクトで見ましたが、いろんな意味で崩れかけているということも言えると思います。あるいはまた、福岡県の筑後市と八女市の合併の問題で、こういう地元負担が非常に、そこに新幹線が停車することによって負担がふえていくと。それに対して効果がそれほどないということで住民運動も起こっているようでありまして、また、八女市側から、八女市長が筑後市に対して、そこに駅ができて負担がふえるということになれば、我々合併の是非まで検討せざるを得ないというふうなことまで言われております。ちょうどこれは私たちと武雄の関係に似ているような感じがいたしておるわけでありまして、いずれにしましても、こういう財政状況のときに地元負担というのをどういうふうに考えていくかと、非常に大きな課題であろうというふうに思っております。

また、直接のもう一つの御質問であります。この同意の問題ですね、先日も申し上げましたように、平成12年の政府・与党申し合わせの中には、認可前に地元の同意が必要だと、こういうふうなことも明記をしてあります。その中で地元の同意というのは知事同意だと。佐賀県の場合は知事が同意する条件として我々の同意が必要だと、こういうロックがかけてあるというふうに申し上げました。ただ、心配いたしますのは、今御指摘のように、それはそれとして私は県とも何回も確認をしておりますので、我々の同意のない限り、県も同意をされない、これは確実なことであるというふうに思っておりますが、着工区間決定がそれと関係なくなされるのかと。したがって、着工区間決定をするには、地元の状況、あるいは並行在来線の経営分離の同意というものがやっぱり必須条件にならないとおかしいと思うんです。このことは私はそういうふうに思いますし、県当局にも何回も伝えておりますし、今からもこのことに焦点を絞った形でいろんなアピールをしていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後 0 時 13 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き一般質問を続けます。

7 番議員の質問に対する当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは具体的な交通量調査の結果と、4 車線化の年次計画、現 207 号の今後及び街路灯設置基準について答弁させていただきます。

まず、交通量調査の結果についてでございますが、約 27 カ所で調査がなされております。ですが、主な箇所だけ御説明させていただきたいと思っております。

まず、百貫橋南の状況でございますが、佐賀方面から百貫橋を渡り切った時点での国道 207 号の交通量は、開通前で約 1 万 7,100 台の交通量でございました。この交通量は、先ほど市長の方からありましたように、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間の交通量でございます。開通後では 1 万 9,000 台で、1,900 台、率で 11% 増加いたしております。また、百貫橋南交差点の全線開通後の交通量は約 1 万 9,300 台となっておりますが、そのうち、バイパス利用が約 9,200 台、国道 207 号利用が 1 万 100 台という結果となっております。この交差点の鹿島市街地側の国道 207 号では、開通前が、先ほど言いましたように、1 万 7,100 台で、開通後が 1 万 100 台でございますので、バイパス分岐後の 207 号では、約 7,000 台の減少ということで、率で言いますと 40.9% の交通量の軽減が図られたということになっております。

次に、西牟田の御神松交差点と黒川交差点との間の交通量の状況でございますが、全線開通以前で約 7,400 台でございましたが、開通後はほぼ 2 倍の約 1 万 4,500 台で、7,100 台、率で 95.9% の増加となっております、バイパスでは一番交通量の多い箇所となっております。

次に、辻の能古見郵便局前交差点の状況でございますが、この交差点の蟻尾山大橋側、吹上側ですが、これが約 1 万 1,200 台、浜方面側で、全線開通前が 6,400 台、開通後が 1 万 900 台となっております、4,500 台の増、率で 70.3% の増加となっております。なお、この交差点が国道 444 号と交差しておりますが、その 444 号の方はどうかと言いますと、鹿島市街地側が、開通後が 5,900 台で、約 3,300 台の減となっております。大村市側も同じように 2,500 台減という形で、この 444 号は交通の量が減っているという状況になっております。

次に、市道逆川線と国道 207号が交差いたします、水上鮮魚店さん前の東町交差点の状況でございますが、国道 207号の佐賀方面側が開通前で約 1 万 7,700台、開通後が約 1 万 2,900台で、4,800台の減少という形になっております。太良方面側が開通前で約 2 万 1,400台、開通後が 1 万 5,600台で、5,800台の減少となっております。

最後に、市街地の状況ですけれど、逆川線と県道鹿島～嬉野線が交差いたします新天町交差点の状況でございますが、市道逆川線が開通前約 7,900台、開通後 4,900台となっておりまして、3,000台の約38%の減少となっております。これは嬉野方面も同じように38%の減という形で、市街地につきましては、こういう形で減少しているという状況を示しております。

以上が国道 207号バイパスの全線開通の市内の主な箇所だけですが、交通量の変化の状況を御説明いたしました。

続きまして、バイパスの4車線化ですけれど、先ほど市長からありましたように、県の方で予算化がなされております。これの計画年次でございますが、16年から17年の2カ年にかけて4車線化を行うということでありまして、それから、百貫橋の方が16年から20年までの5カ年ということで行う予定であるということ聞いております。

次に、国道 207号は今後どうなるのかという御質問についてでございますが、国道 207号バイパス全線開通に伴います百貫橋南交差点から、浜新方交差点までの国道 207号及び県道の奥山～鹿島線の一部など、市への管理移管につきましては、県からの要請により何度か協議を行ってきているところでございますが、鹿島市といたしましては、バイパスが全線開通いたしましても、現国道 207号は重要な幹線道路であると。先ほど交通量調査でもありましたように、相当のまた台数が走っていることもありますし、そのほかの地区でも、バイパスと国県道が平行して走っている例もあるということから、あくまで国県道での管理を知事要望などを行うなどして、お願いをいたしているところでございます。

次に、最後になりますけど、街路灯の設置基準につきましての御質問についてであります。道路に照明施設を設置する場合の技術的基準につきましては、昭和58年の建設省都市局長道路局長通達の道路照明施設設置基準によっておりまして、その基準では、先ほど議員も申された内容になりますけれど、原則として道路照明施設を設置する場所といたしてございまして、次のような場所を上げております。

一つ目が、信号機の設置された交差点または横断歩道、二つ目が長大な橋、三つ目が夜間の交通上、特に危険な場所といたしてございまして、これが原則としてという形です。それから、その次に必要に応じて道路照明施設を設置するものといたしまして、交差点または横断歩道、橋梁、踏切、道路の幅員、構成、線形が急激に変化する場所、そして、上記以外で局部照明を必要とする特別な状況にある場所というような表現になっております。

私の方からは以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

私の質問時間の倍ぐらいの御答弁でございましたので、余り時間がないそうですから、かいつまんで質問をしていきたいと思えます。

まず、今御答弁があった交通量の調査結果に関してですけれども、皆さんメモをされたようですけれども、これは非常に市民も関心のあるところだと思いますので、できれば地図上に落とし込んで、資料としてつくっていただければというふうに要望をいたします。

それから、1点だけ訂正をさせていただきますが、1回目の質問の中で、国土利用計画の13年と22年ですかね、その比較をする中で、私が算数ができなくて、「36ヘクタール」というような発言をいたしましたけれども、「360ヘクタール」という北村課長の答弁がございましたが、2,910から2,551を引くと、約360でございますので、1けた私が間違っておりますから、訂正をさせていただきますと思えます。

非常に厳しい中での予算編成を強いられているということで、市長、それから財政課長の方から答弁がございました。その中では、やはり創意工夫をしていかなければならないというようなことで質問を続けてまいります、その打開策として、二、三点御提案をしたいと思えます。

一つは、予算の効率的な運用でございますけれども、先ほど市長は合併した場合、あるいは合併しない場合で、しないと今のサービスは維持できないということで、現在、1市1町、太良町との合併を推進しておりますけれども、ぜひ合併が実現するよというよな発言をなさったと思えます。

きょうの佐賀新聞によりますと、県の方もこの合併に対して、現在の法定協が崩れているよなところもございませので、厳しい姿勢を打ち出されて、合併をしたところには手厚く、そうでないところにはよな、古川知事もよな姿勢を打ち出されているよであります、いずれにいたしましても、いろんな形で、厳しい予算の中で新たなまちづくりをしていかなきゃならないよなことで、予算の効率的な運用よなことで、一つは、現在、補助金の中に事業補助金と、それから維持管理の補助金があると思えますけれども、事業補助に関しては、やはりその補助をしなければ事業自体が運用できないよなことがあろうかと思えますので、維持管理の補助に関してはチェックを厳しく入れていただきたいよなことが1点ございませ。

それから、歳出を抑制する話ばかりが先行しておりますけれども、歳入をふやす方策がないよなことで、これは市長がどなたかへの答弁だったかと思えますが、市民の方から提案があったよなお話もございませ。よな市民の方の提案あるいは議員からの提案、いろんな提案があろうかと思えますが、これはお互いに歳入をいかにしてふやす

かという方策を今後考えていくべきではないかと思えます。

その一つとして、これはある方が試算をされたそうですけれども、バイパスの沿線、農地の保全という問題もあります。例えば、すべてを宅地化した場合に、年間の固定資産税の増が4億円見込めるといってお話がありました。この辺までひっくるめた形で、バイパスの沿線の問題に関しては、今後、市として目的を設定しながら議論をしたいという答弁があったわけですが、経済の浮揚、あるいは雇用の創出、地元企業の中でもバイパス沿線に展開をしたいという希望の方もあります。地元企業の育成、そのような視点と農地保全の視点をうまくかみ合わせながら、今後ともに議論をできればというふうに考えております。

前回の吉田議員と執行部のやりとりの中で、配送センターができるやろうかというような議員からの発言がございましたけれども、その件に関して、私もバイパス沿線に車関連の配送センターですとか、ガソリンスタンドは何か優先的にできるような話もちょっと漏れ聞いたこともありますので、そこは実際どうなのか、ここだけは確認をさせていただきたいと思えます。

それから、エコツーリズムの指定に関してでございますけれども、エコツーリズムに関しては2回目というようなことを申しましたので、その件で質問をしておりますが、七浦地区振興会とWWF ジャパンでは、4月10日、11日の2日間にわたって、鹿島の自然に親しみ、人情たっぷりの鹿島の魅力を味わってもらおうと、初めてエコツアーを企画されております。今回は、東京、大阪、福岡などから約40名を公募して、農業体験や有明海のクルージング、バードウォッチング、酒蔵見学などを企画されているようですが、過去にもそれぞれの議員さんからグリーンツーリズムの御提案もあつていところでございますが、今後、このエコツーリズム、環境問題というものは、我々が最も大切にしなければいけないことではないかと思っております。

環境省は、環境保全と観光振興の両立を目指すエコツーリズムを普及定着させるために、全国8カ所の自治体向けの公募を3月より4月中旬まで行う予定です。選ばれた自治体には3年間で3,000千円の補助、鹿島市は平成7年より海の森事業を展開され、また平成13年には山の日を制定、鹿島ガタリンピックの開催効果による干潟体験環境学習には、年間1万5,000人が訪れていらっしゃいます。

また、WWF世界自然保護基金の重点地区として有明海が取り上げられ、ごみの分別なども先進的に取り組みがなされております。

そのように、自然環境に調和したまちづくりを推進されておられるわけですから、全国の8カ所の自治体指定というのは、非常に厳しい条件ではございますが、ぜひ鹿島市も環境省のエコツーリズムの指定に向けて、手を挙げていただきたいというふうに考えます。このことは、大いなる田舎づくりのコンセプトにも合致すると思えますので、ぜひ誘致運動を展開してほしいというふうにお願いをいたします。

あともう余りありませんが、地域通貨に関しては、通常はボランティア対価としての地域通貨が各地で展開をされておりましたけれども、多久市の例を申しましたように、それから先日、吉井町に行ってまいりましたが、ここも金券型地域通貨、いわゆる地域振興券を、国がつくった地域振興券を流通させて、各お店で買い物ができたというケースがございますが、その前例がございますので、その辺のシステムを利用していけば、地域商品券と地域通貨をミックスしたやり方はできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともこれは商工会議所との話し合いにもなろうかと思っておりますが、研究をしていただきたいと思っております。

最後に、長崎本線の存続に関してでございますけれども、私は本当に長崎新幹線が必要なのかということを痛切に感じます。執行部としては、反対運動というのは展開できないと思っておりますが、私は本当に必要なのかという観点から言いますと、はっきり反対ということをごここで申し上げたいと思っておりますが、なぜかと申しますと、先ほど福井議員が言われました阿久根市に私どもも視察をさせていただいて、阿久根市も最後の最後まで反対をしてきたけれども、鹿児島県の犠牲になって、このような状況になったということで、今後のまちづくりに関しては、悲観的な声しか聞こえてまいりません。そのような中で、長崎新幹線の必要性を十分に検証しながら、沿線自治体でこの問題に対して、強い態度でぜひとも臨んでいただきたいというふうに要望をして、質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

1点目の予算の効率的運用と、それから、歳出抑制よりも歳入をふやす方策をとという点についてお答えをいたします。

まず、予算の効率的運用の中の事業補助と管理運営補助、これを、一方は積極的に、もう一方は厳しくということで、質問なされての趣旨は御明解でございますけれども、事業補助にしる管理運営補助にしる、それぞれの補助金にはそれぞれの生い立ちがございます、これの見直しを言うときは、必ず内からも外からも出てくるのが、いわゆる総論賛成、各論反対ということでございまして、補助金の見直しはもちろん必要であるけれども、しかし、この補助金だけはほかの補助金とは違うということになってまいりまして、結局、すべての補助金の見直しができないというような結果が出てまいります。

そこで、今回におきましては、16年度の予算編成、15年度からの方針といたしまして、全庁の方針といたしまして、原則として一律に単独補助あるいは委託料を削減すると。これを原則とするということの決定をしていただきました。そして、その率は、人件費などの動向から3%程度としたところでございます。そして、一般会計における削減額は、予算額でのベースになりますが、補助金関係では4,000千円、それから委託料関係では15,000千円、こ

の程度の削減となっております。

それから、歳入増の方策をとということでございまして、このことについては市役所全体で歳入増の方策を常々考えておるところでございますけれども、いわゆるぬれ手でアワといったようなアイデアが駆使できない限り、いずれの方法も徐々に市の税収の増につながるものではありませんけれども、即効性をもって市の財政に寄与するといったものは、なかなか思いつくことが難しく、歳入の増はなかなか難しいものがあると言わざるを得ません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

中村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

私の方からは、エコツーリズムについてお話をいたします。時間が余りないということで、かいつまんでお答えをいたします。

まず、環境省がエコツーリズムの推進モデル事業をどうして始めるのかという、その背景でございまして、エコツーリズムの考え方が我が国に紹介されてから、既に10年以上がたつわけですけれども、まだまだ全国的に広く普及、あるいは定着するに至っていないと。こういうことで環境省は、エコツーリズムの推進会議を設置いたしまして、推進方策について検討を進めてきたところでございます。

この会議では、エコツーリズムは、環境の保全だけではなく、地域の活性化にとっても多大な効果をもたらすので、エコツーリズム推進に取り組む地域を支援していくことが重要であるということが多く出されたところでございます。

そこで、複数の推進方策が提案されましたけれども、この中でも、成功事例をつくることによって、具体的な推進方法とその効果を提示することが重要であるという見解から、今回のモデル事業というものが位置づけられたところでございます。

これを受けまして、環境省では、地方公共団体からの申し出を踏まえて、3類型それぞれについて、モデル地区を計8地区設置し、地区ごとに資源調査やプログラムの開発、あるいはガイド等の人材育成、ルールづくりなどの支援事業を行うことになったということでございます。

そこで、応募の要件といたしましては、エコツーリズムの推進の主体は地元であるという認識に立って、主体的かつ意欲的な取り組みができることなど、五つの要件が掲げられております。先ほど申されましたように、3年間で30,000千円、1年間で10,000千円の支援事業を行うということでございますけれども、これも一つの要件がございまして、例えば、国が10,000千円助成するときには、市も10,000千円支出しなきゃならないと。いわゆる半額の助成という形で支援がなされるようでございます。

そこで、今回、先ほど言いました七浦地区が中心となって実施されようとしております鹿島の有明海堪能ツアーは、環境省が考えておる一つのモデル事業の趣旨と大方一致するものというふうに思っております。現在、鹿島市が推進している総合計画においても、今後の重点施策として、環境、教育、文化、福祉を掲げていますように、自然の保全と活用は大きな課題でもございます。また、今後、浜地区の町並み整備や、あるいは他の周辺整備が進展することに伴いまして、その維持管理と同時に利活用を考えていかなければならないことを考えれば、環境省が実施しようとしているモデル事業は大変興味があるというふうに思っております。ただし、今のところ、まだ正式な通知等は何もなされておられませんので、早急にできるだけ多くの情報とか資料を収集しながら、関係者とも協議をしながら検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、地域通貨の件で商工会議所あたりとも研究を始めないかというような申し出がございました。先ほど1回目の御質問にありましたように、NPOとか地域通貨とか、そういったものについては、まだ執行される前の段階では、企画課が窓口となって、いろいろな相談等を受け付けておりますけれども、こういった地域通貨あたりをどのような目的で使うかによって、また所掌も変わってくるかと思えます。そういうことで、先ほど商工会議所あたりとの共同の研究ということでもありますので、恐らく商店街の活性化とか、そういったことについての地域通貨の活用ということでございますので、商工観光課あたりと連携をとりながら協議を進められれば、進めていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

7番中村議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

配送センターあるいはガソリンスタンド等のサービス施設の優遇措置があるんじゃないかというような質問でございますが、まず、原則的には午前中に市長あるいは企画課長の方から説明がありましたように、鹿島市の土地利用計画あるいは都市計画、まちづくり計画、そういうものが策定をされまして、これら実現に向けて、それを進める段階で、その計画用地が農振地内であれば農振除外の申請ができて、それについては農振除外もできますと、そういうことは御理解をいただいていると思えます。要するに市長からもありましたように、計画ありきということが大前提でございます。ただ、トラックセンターとか、あるいは配送センター等も含まれますけど、都市計画、まちづくりの中で、商店街形成のためには必ず必要な施設ということで位置づけがされておれば、次の手続であります農地転用、この段階では第1種農地は原則として、不許可地となっておりますけど、これが例外的な取り扱いができる、

そういう理解をしております。

それから、新しい動きといたしましては、いろいろ転用されております商工業用地も今全国的に活用ができていないと。そういう中で、農地側からは、農業を守ることにして、優良農地の虫食い等の防止に対して、まちづくり計画の段階から話し合いに参加する、そういう動きが今出されているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルート必要性について、要望という形でありましたが、議員は必要ではないということをおっしゃいました。

私は、新幹線長崎ルート必要性については県内で、あるいは県議会で十分な議論が尽くされた上で、どうしても必要だという結論の上に並行在来線の問題が一つ残っているというふうには思っておりません。新幹線の必要性については何遍も申しておりますが、負担の問題とか、あるいは高架の問題とか、並行在来線の切り離しの問題とか、こういうものを全体を十分議論を尽くして、そして、数字等も全部つまびらかにして、その上でどうしても必要だと、こういう結論があればともかく、こういう議論が十分に尽くされたということは考えておりません。実はそのこともあわせて県の方には十分な議論をしてくださいよということも申し上げているわけでございます。現時点で、私が責任ある立場ということで、市長として申せますことは、必要なしとも必要があるともいう結論を出す材料がないと。そこまで議論が全然あっていないという立場であるということでもあります。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

次に、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

質問の内容でございますが、1点目が遺伝子組み換え作物及び食品について。2点目が、経費節減施策で、節約した光熱費の一部を還元する試みについて。3点目が、学童保育所の増設について。4点目が、学校のプール掃除にEMの活用を検討を。5点目が、福祉タクシー助成。6点目が、敬老優待乗車券の発行について。この6点について質問をさせていただきます。

1点目の遺伝子組み換え作物及び食品についてでございますが、これについては、当市の考え方と対応。2点目が、学校給食に遺伝子組み換え食品を使用しているのか、していないのかについてでございます。

まず、1点目の当市の考え方と対応についてでございます。

遺伝子組み換え食品とはどのようなものかといいますと、細菌などの遺伝子の一部を切り取って、別の生物の遺伝子に組み入れる、そうした遺伝子組み換え技術でつくり出した作物やその作物を原料として使った食品を遺伝子組み換え食品と呼んでいます。例えば、特定の除草剤を分解する性質を持った細菌から、その性質を発現させる遺伝子と大豆の細胞に挿入することで、その除草剤に強い大豆が偶然つくり出されていきます。遺伝子組み換え技術を応用した食品は、除草剤耐性の大豆や殺虫成分を含んだ害虫に強いトウモロコシなどの農作物と、遺伝子組み換え大腸菌につくらせた牛成長ホルモンのように、組み換えたいそのものを食べない食品添加物のようなものに分けられます。遺伝子組み換えが従来の品種改良と異なる点は、人工的に遺伝子を組み換えるために、種の壁を越えて、他の生物に遺伝子を導入することができる点でございます。結果、改良の範囲が拡大をし、改良期間の短縮が可能です。

農薬や除草剤に強い作物として、1995年に登場した遺伝子組み換え作物ですが、豆腐、納豆、食用油などとして、最も食卓で利用される機会の多い大豆について吟味をしますと、遺伝子組み換えによる輸入量が99年には50%に達している状況です。日本は、世界最大の穀物輸入国ですが、遺伝子組み換え穀物についても世界最大の輸入国でございます。米国産大豆は、国内供給量の約8割を占めておりますので、米国産大豆の遺伝子組み換え作物比率がそのまま食卓での消費率となって、したがって、現在、豆腐の3丁に1丁は遺伝子組み換えの大豆が原料と言われております。幸いに当市において売られている豆腐の大部分は、「地元産の大豆使用」とか「遺伝子組み換え大豆は使用しておりません」というようなことが明記してあります。

2003年7月に、農水省が、遺伝子組み換え食品アンケートをインターネットを使い調査をしております。それによりますと、約7割の方々が、遺伝子組み換え食品の安全性に不安を感じ、購入を控えたいと考えていることが農水省の調査でわかりました。現在、国内では組み換え作物の商業栽培は行われておりませんが、この調査を行った室長は、安全性や環境保全の面で、消費者の多様なニーズに合った政策が必要とコメントをしているところでございます。

「遺伝子組み換え作物を屋外で実験栽培する際のガイドラインづくりを進めていた農水省の検討会は23日、花粉が飛散し周辺作物と交雑を起こすのを防ぐため、稲は20メートル、大豆は10メートル周辺作物から隔離することなどを盛り込んだ最終案をまとめた。組み換え作物をめぐるっては、周辺環境への影響を心配する住民団体などが栽培中止を求め、各地でトラブルも発生。北海道や岩手県は自治体レベルで栽培を認めない方針を打ち出している。ガイドラインは国の研究機関が対象だが、農水省は民間にも参考にしてもらおう考え。今月中にも各地の独立行政法人などに通知する。」と指針が出されています。これはことしの2月24日

の新聞報道を読み上げてみました。

また、平成14年11月ごろになります。農林水産省が都道府県の担当部局に、安全性が確認された組み換え大豆を栽培する場合の留意点についてという通知書を出しているようです。これが県から市の方へ通知書として来ていると思いますが、どうでしょうか。来ているのかどうか、まずお伺いしてみたいと思います。私は通知書が来ているということで質問をさせていただきたいんですが、通知書が来ているのであれば、JAとか農家などどのように周知あるいは指導をなされているのか、またなされたのかをお伺いしたいと思います。

3点目が、遺伝子組み換え作物、また遺伝子組み換え作物の実験栽培について、本市としての考え方についてお尋ねをいたします。

4点目でございますが、発酵食品のまちづくりを推進している本市としては、遺伝子組み換え大豆への考え方、対応について、どのように考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、教育委員会についてお尋ねでございますが、学校給食に遺伝子組み換え食品を使用しているのか、いないのかということでございます。これは質問項目に上げておりましたので、調査をしていただいておりますので、その辺、よろしくお尋ねをいたします。

これが1回目の遺伝子組み換えについての質問でございます。

次、大きな2点目についてお尋ねをいたします。経費節減施策で、節約した光熱費の一部を還元する、この試みについてでございます。

市の財政の改善に向け、庁舎、生涯学習センターなど各施設、また各学校と、少しでも経費節減をと、管理費節減を本市でも実施をされ、一定の成果がなされているところでございます。

今回、質問をいたしますのは、電気、水道、ガス、灯油などの光熱費についてでございます。小・中学校を対象に、節約した光熱費の何%かを還元する試みについてでございます。

これは一例として、札幌市の教育委員会が実施しているということですので、紹介をしたいと思います。これは昨年7月29日の新聞報道だったんですが、「札幌市教育委員会は、夏休み明けから市内の小・中学校を対象に、節約した光熱費の半額を還元する試みを始める。市立校にかかる光熱費は、年間40億円、市財政が厳しいため、少しでも経費節減をと編み出した独自の施策。市の公立高校では試験導入をしており、市の教育委員会は、全国でも珍しい取り組みということで始められたということでございます。電気、水道、ガス、暖房等の灯油と重油について、過去2年間の平均額を下回れば節約した分の半額を年度内に一括して還元をし、自由に使ってもらおうという仕組みだそうでございます。こういう仕組みが実施されて、還元額が約1,900千円ということで、最も省エネに成功したところでは、中身としては、トイレでの水の出しっ放しなど、水のむだな使用に留意をし、その還元金は、黒板をホ

ホワイトボードに取り替えるなど、通常予算では手の届きにくい物品の購入費に充てたということが載っておりました。これは一部の例を挙げたんですが、こういうふうになっておまして、鹿島市でこういうふうなことができたらということで、私がこれを一般質問の通告で言って、私の方に質問の内容の問い合わせがあったときに、財政が厳しい折、難しいんじゃないかということをおっしゃいましたんですが、これは厳しい財源を何とか学校にも協力をお願いしたい、子供たちにも協力をお願いしたいということで、財政改善に向けて取り組みがなされたということでございます。これを読みまして、楽しみながら節約ができる、よい方法だなと思いましたので、こういうふうな方法もあるということで、市の方で試みをする考えがないかどうかをお尋ねするところでございます。

次が大きな3点目の学童保育所の増設についてでございます。

これについては、私だけじゃなくて、ほかの議員からもたび重なる質問をしていただいているところでございます。平成3年に鹿島小に初めて学童保育所が設置がなされ、明倫小、浜小と、現在では市内3カ所の設置が実現をいたしております。仕事で昼間、親が家にいない家庭では、本当に助かっておられるという声を聞いております。放課後児童クラブ、通称学童保育所は、県内で194小学校の約3分の2に設置されておるそうです。県は、補助要件の緩和で、全県拡大を目指すと新年度予算で示されております。国の補助は91年度はかぎっ子対策として始まり、登録児童数の10人以上、開設日数が281日以上が要件でありました。県は98年度から開設日数を200日以上を要件に補助をしております。2004年度、今年度からは登録児童数が2人以上に、また開設日数も180日以上に引き下げられております。補助要件の大幅な引き下げ、九州では佐賀県だけということであるようです。当市でも少子化にもかかわらず、働く母親の増加や核家族で年々需要は増大をしていると考えます。不況の長期化もこうしたかぎっ子増加に拍車をかけているとも言われています。

このような県の補助の拡充で、未設置への学校の開所が大きく望まれるところでありますが、これに対します市の御所見を賜りたいと思います。

次が、大きな4点目の学校のプール掃除にEMの活用の検討をということでございます。

この質問につきましては、昨年の12月議会でも行ったばかりでございます。早いもので3月となりまして、プールの利用は6月だと聞いておりますが、近づいてまいりました。12月議会での教育長の答弁を顧みますと、EMが無害か有害か。また国、県のお墨つきがない。体に及ぼす影響などが心配であり不安であるということが申されたと思います。ということで実施ということにはなりません。ですが、6月がプールの開所ということで、ことしにはまだまだ間に合いますということで、再度質問をさせていただきたいと思えます。

12月議会で、教育長の答弁の中で心配されていた心配、不安ですね、体に及ぼす影響など、そういうことがなされましたので、少し説明をさせていただき、御理解を賜りたいと思いま

す。

EMとは有用微生物群の略称でございます。微生物には、人間にとって有用な善玉菌と害をもたらす悪玉菌がいます。EMは光合成細菌、酵母菌、乳酸菌、法線菌、糸状菌など、幾つかの善玉菌をその効果があらわれるように組み合わせたものであります。つまり、人体に対して全く安全なものであります。EMは自然界に生息する組成の方向性を持つ80種類以上の微生物を集めて培養したもので、人工的につくり出されたものではございません。EMに含まれている微生物のほとんどは、酒やみそ、チーズなどの発酵食品に使われているものと同じでございます。EMに毒性がないということは、北里環境科学センターのマウス試験でも報告がなされているとおりでございます。

一例でございますが、プール掃除は、普通は汚れやぬめりを取るために、クレンザーなどの洗剤を使うということでございますが、また塩素濃度を上げてから掃除をするということでございますが、汚れがこびりついて、なかなか落ちにくいということです。掃除をする子供たちの健康、また体を考えると心配ということでございます。そういうときにEM活性液を使用すると、楽に掃除ができたという事例が多く報告がなされています。これをなされた先生の話によりますと、初めのうちは冷や冷やものでした。EMを入れる前よりプールの水が濁ってくる。プールの底に沈んでいた融溶物などの汚れは、EMの浄化作用で浮き上がってくるのですが、汚くなった水を見ると、本当に大丈夫だろうか心配がなされたそうです。ところが、指導を受けたとおりに2週間ほど待って掃除をしますと、壁にこびりついていた汚れが簡単に落ちたということには驚いたと言われていました。これまではごしごしこすっていたのに、さっとこするだけでよかったです。うそみたいでした。すごいですよ。これ以来、県内外より問い合わせが、また視察がふえているということでございます。これは一例でございます。

やはり初めての試みというものは、心配されることは当然だと考えます。EM活性液でプール掃除をしている学校にも直接電話でも済みますので、お話を聞くということを理解する第一歩にさせていただけたら幸いです。薬品を使用せず、子供たちが素足で作業できるEM活性液によるプール掃除について、ぜひ御検討をいただければと思います。教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、5点目でございます。福祉タクシーの助成。精神障害者への対応についてでございます。

昨年の6月の一般質問で、障害者ごとの制度、サービスのばらつきについてということで、このことについても質問をいたしているところでございます。

障害の種類としては、身体障害、知的障害、精神障害、大まかに三つに分けられます。障害者に対する施策やサービスは、市町村でももちろん異なっていますが、同じ地域で、また同じ市内において、障害の種別により身体障害なのか、あるいは知的障害なのか、精神障害

なのかの違いによってサービスが受けられたり受けられなくなったりと、ばらつきがあるのは現実でございます。

この三つの障害の種別の中で、一番サービスがおこなわれているのが精神障害であるようです。障害を持った人が自立に向けて、社会、経済、文化、その他の生活を他の人と同様に行えるよう、公的責任により障害者に必要かつ適切なサービスをすることが求められていると思います。昨年の6月議会では、各種サービスについて質問をいたしますが、今回は、福祉タクシー料金の助成について、精神障害者への対応に限っての質問をさせていただきたいと思っております。

この件については、昨年6月の福祉事務所長の答弁を読みますと、障害者団体の方ともお会いして、この要望については聞いております。「私どもとしては、障害が重度ということで、共通した部分については、できれば現在ある制度に合わせたいというふうに担当の福祉事務所としては考えます。なお、十分内部で検討をしながらできれば実施していきたいと考えています」と答弁をさせていただいております。この件については、今年度から何とかと思っておりますので、検討をどのようにしていただいたのか、その件について御見解をお伺いしたいと思います。

最後になりますが、6点目の敬老優待乗車券の発行についてでございます。

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、明るく豊かな老後の生活の充実を図るための高齢者に対し、敬老優待乗車券の発行あるいは乗車証の交付について、当市の御所見をお伺いしたいという質問でございます。

高齢の方に対する敬愛の気持ちをあらわすという制度は、乗車証あるいは乗車券を活用して、社会のさまざまな活動に参加していただくことによって、健康で充実した生活を送っていただきたい。高齢者は通院、買い物と、車の運転で出かけられることは、年齢とともに少なくなってまいります。一歩家を出て社会のあらゆる場所に気軽に出かけていくことが、介護予防の視点から、その意義がますます重要視されてきております。当市には、福祉バスも実現しておりません。高齢者がいきいきと生活できるように、敬老優待乗車券、乗車証の交付ができないものかと考えるものでございます。

この件については、北原議員の方から第1日目の一般質問のときに、これに同じような質問がなされております。あわせてちょっとお願いをしたいと思います。現在、路線バスの状況としては、ほとんどお客さんが乗っていない状況でございます。また北原議員の方がおっしゃいましたように、バスの運転手さんとしては、お客さんが乗ってくださいますと、本当にうれしいというふうな声が聞かれたということです。国、県の補助を半額程度受けながら、路線バスの運行ができています。市の支出は、ちなみに20,562千円、市民の足の確保のために国、県、市の補助金でもって路線バスは運行されている状況です。にもかかわらず、ほとんどのバスにお客さんが乗っていない。ということは、本当にもったいないということ

です。1人乗っても10人乗っても何人乗っても、経費はほぼ同じでありますから、せっかく動いているバスに、また動いているバスを利用するようにしたいと、だれでもが思うのではないのでしょうか。

利用しやすいように条件をつくるとして、福祉バスとしての利用でございます。今走っているバスを福祉バスと名称はしなくていいんですが、このような普通の路線バスに敬老優待券の発行とか、乗車券の発行を無料とするか、1回100円とするか。この辺は検討の余地があると思いますが、ぜひバス会社と協議をするなどして、実現を図っていただきたいということでございます。

以上が1回目の質問でございます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

11番議員の質問に対する答弁を求めます。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、寺山議員の遺伝子組み換えの作物及び食品等についてということで、当市の考え方と対応ということで御答弁いたします。

先ほど議員が申されました、昨年11月に県から文書が来ているんじゃないかということについてなんですが、これはうちの担当の方でも調べましたけれども、県の方からは文書が来ておりません。

それで、さっき県の担当者にも聞きましたが、県からは出していないということですが、一つは、国の法律が多分直接送ってきたんじゃないかなということで、今思っております。それはどういうことかといいますと、生産者は、遺伝子組み換えの作物をつくる場合には、申請をしなければならないという一つの法がございます。これはどういうことかといいますと、そうでない部分との区別をはっきりさせるという意味が一つあります。だから、この辺の周知については、JAを含めて、JAの機関紙あたりでも生産者の方には通知をしてあります。

それで、一つは、先ほど議員申されますように、例えば、これを食べて大丈夫なのかということとか、また安全性の問題、それからアレルギーへの対応など、いろいろ疑問もあるというふうに思います。その辺を含めて、国の審査が行われて、平成15年7月1日現在、これは厚生労働省医薬食品局の食品安全部の中で、現在55銘柄、これはジャガイモ、大豆、てん菜、トウモロコシ、菜種、綿、これのそれぞれの品種なんです、55銘柄については認可が

おりております。それで、先ほどみたいないろいろな疑問等もございますので、消費者にとって選択できる一つの区別をなささいというのが、改正JAS法の品質表示基準に基づく表示の制度が13年4月から始まっております。これは遺伝子組み換えの農産物を原料としてつくった食品、またそうでない部分というのを表示するために、義務的には遺伝子組み換えの分別がうまくできていない部分については、それなりをちゃんと表示しなさいということと、遺伝子組み換えの産物をつくった分についても、義務的に表示をしなさいというふうなことが載っております。だから、このことを各店で、消費者の皆さんが選別をしながら、自分の食卓に上げていただきたいというふうに思っております。ちなみに、鹿島市の中では、現在作付は行っておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

寺山議員にお答えいたします。

3点ほどあったかと思えますけど、まず最初に、学校給食に遺伝子組み換え食品を使用していないかどうかという御質問でございます。

鹿島市の学校給食における食材として、遺伝子組み換え食品の使用について、これまでのところは使用したということはいたしておりません。今まで遺伝子組み換え食品を食材に使用したということはいたしておりません。

2点目の経費節減施策で節約した光熱費の一部を還元する試みについてのことにつきまして、お答えをいたします。

小・中学校の光熱費の決算額は、平成13年度が30,025千円、平成14年度は29,760千円、ことし、平成15年度の決算見込み額は28,483千円と年々減少しているところでございます。

昨今の厳しい財政の状況のもと、教育分野におきましても、年々需用費の当初予算額も減少いたしておりまして、特に光熱費につきましては、予算編成上、決算時に不足額を生じさせないためにも、決算見込み額を過大に見込んでおりまして、その結果として、不用額が生じることになっております。

鹿島市の財務会計につきましては、単年度主義を原則にいたしておりまして、不用額がほぼ決定するのは、支払い事務の関係で、新年度の4月、5月の時期になります。既にその時期につきましては、新年度予算の執行計画に基づきまして、執行している状況であります。各学校とも備品に限らず、施設改修や工事、修繕、消耗品の購入など、ハード面、ソフト面にかかわらず、老朽化や損耗具合、年次計画、優先順位によりまして、計画的な予算執行に心がけているところでございます。現在の予算編成執行を今後も続けていきたいというふうに思っているところでございます。

3点目の学校のプール掃除にEMの活用を検討をということでございます。

12月定例会の寺山議員の一般質問に対しまして、答弁をいたしました内容につきましては、現在のところも安全に対する国、県等の公共的機関のお墨つきがない。100%安全だという確証をまだつかんでいないということで、現在のところも児童・生徒が在籍する学校現場におきましては、EM活用については差し控えるという方針は変わっておりません。また、藤津郡、佐賀県内におきましても、プール清掃にEM活用をという例も、今のところ聞き及んでおりません。

平成13年、14年度ぐらいから、岩手県の方でプール清掃にEMの活用という事例があります。これは4年生、6年生の作業ということで、280人程度がプール清掃の作業時間ということで、1時間、2時間程度の作業時間となっております。鹿島市のある学校の作業例でございますけど、鹿島市のある学校の時間数につきましても、5年生、6年生がプール清掃に当たっておりまして、時間数につきましても、約2時間程度の作業時間ということで、ほとんど岩手県の作業時間と変わってはおりません。

今後もこういうEM活用についての先進地、そういうところを検証しながら、鹿島市におきましても、当分の間は、今の推移を見守りたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは3番目の学童保育所の増設について、それから5番目の福祉タクシー助成、精神障害者への対応についてということについてお答えを申し上げます。

まず、学童保育所の関係について申し上げますと、現状については、先ほど申されましたように鹿島小学校、明倫小学校、それから浜小学校で開設をしております。また、保育所ではみどり園のほか、民間保育所の御協力によりまして、七つの保育所の方で低学年児童の受け入れということで行っております。

今後の対応についてでありますけれども、今申し上げましたように、現在のところ、市内の7小学校区すべてで放課後児童対策を実施して、放課後児童を受け入れております。今後とも低学年児童の受け入れを続けたいと考えておりますが、利用者の増減等によっては、適宜、事業の見直しが必要だと考えております。以上でございます。

それから、福祉タクシーの助成で、精神障害者への対応でございますけれども、現状について、先ほど申されましたように、重度の身体障害者、それから知的障害者、こういう方を対象にして、福祉タクシーの助成ということで行っておるわけですが、今後の対応につきましては、お尋ねの精神障害者につきましては、精神障害者福祉手帳というのがございます。1級から3級までであるようでございますが、最重度ということで、1級の方を対象に

拡大をしたいと、このように16年度予算案に計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方から6番目の敬老優待乗車券の発行についてお答えいたしたいと思います。

まず、敬老優待券を発行する意義につきましては、先ほど議員が申されたとおり、体を動かすことによりまして、介護予防につながるのも一つの目的であろうかと思いますが、ほかに外出することによりまして、高齢者の方が社会参加を促進する目的もあろうかと思えます。現在、無料バス券については、所得に応じた補助制度、または高齢者であっても、何らかの高齢者の福祉の助成を受けていない方に対しての補助などが全国で数件あるようでございます。現在、鹿島では、市内のバス路線を考えてみますと、市内の方ですべてを公平にということとはなかなか難しいようでございますので、現状から考えますと、バス乗車券の発行につきましては、難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2回目を行っていききたいと思います。

1点目の遺伝子組み換え作物及び食品についてでございますが、この遺伝子組み換え食品と言ったら、今言われたように明示されているから、「この商品は遺伝子組み換えではありません」とか「使っておりません」と明示されているそのもので、消費者が避けなければならない、選別をしなければならないと、そういうふうにするんじゃないかということをおっしゃっていただいております。

それから、鹿島市では、現在その作付は行っていないということですね。この件について、文書が来ていないということですが、平成14年11月21日、農林水産省が、これは都道府県すべてにやっているわけですね。都道府県にやっているということは、県が市に対して、各自治体、市町村に対して、またこれを指導しなければならないということでもありますので、私はその通知が来ているというふうに思い込んでいました。ということは、県がそのままそっくり担当部局が市に対して、各自治体に対して指導をしなければならないのに、出していないというのはおかしいんじゃないかなと思ったわけでございます。

ここに書いてあるのからいきますと、今言われたような中身のことを書いてあるわけですね。遺伝子組み換え作物が一般圃場で栽培されるということはなかなかないわけなんです、

今言われたように、管内における組み換えですね、そのようなものをするときは、ちゃんとしたものを申請したり、または事前に周辺の地域とか住民の理解を十分に得ること、また生産、流通上の混乱を招かないような対策を行うことというふうになっておりますが、こういうふうなことをきちんとどういうふうにしなさいということを書いた通知書があるわけなんです。これが来ていないというのはおかしいなと思いましたが、多分、今15年と言われましたので、私は14年の11月ということで申したつもりなんです、これは県に来ていましたので、県もそのままほったらかして、明くる年にやるということはないと思いますので、多分11月21日後に、近々にそれぞれの担当に対して「安全性が確認された組み換え大豆を栽培する場合の留意点」ということで来ているかと思えます。

これによりますと、いろいろ書いてありますが、この中で一番問題にしたいのは、私たちの鹿島市については、発酵食品というものを売り物にしてといますか、今からもですが、まちづくりの中心に据えて進めているわけですね。そのときには、大豆というものは本当に中心になっているものでありまして、この大豆は今現在つくっていないと、作付は行っていないということですが、これで一番懸念されるというものは、御存じのように、作付を鹿島でしなくても、日本の国のどこかでしたら、これは花粉というものが飛んでまいりますので、その花粉が飛んで、いつ鹿島に来るかわからないと。つくったつもりでもない遺伝子組み換えの大豆が、普通の鹿島市産の大豆に組み換え大豆の花粉が飛んで、そして、知らないときに遺伝子組み換えの大豆になっていたというふうなことは、これは外国では報告されていることなんです。そういうことも懸念されますので、やはり今鹿島で作付は行っていないということなんです、このことをすべての方々に周知徹底をするということが大変重要だと思うわけです。

最初に申しましたように、このことを各自治体で、どここの県では遺伝子組み換えはつくりませんと、きちんと出している自治体があるわけですね。そういうふうに県がしたら何よりなんです、やはり小さなそれぞれの自治体も声として出していくのも安全対策の上で必要じゃないかというふうに思います。

こういうふうなものは日本モンサント株式会社というところがありますが、これは外国、アメリカの方がつくり出した企業なんです、その企業が中心に、この遺伝子組み換えに対するいろんな企業的なものを行っております。そのところにも農水省がきちんと安全性が確認された組み換え大豆、いろんなものを栽培する場合の留意点ということで、そういうふうな会社にも出している文書でありますので、ぜひ調べていただいて、JAとか農家の団体、それぞれにこれについての危険性と言ったらあれですけども、留意点について、きちんと知らせていく任務があるかと思うわけでございます。

農家等から組み換え大豆の栽培に関し、相談等が寄せられた場合、あるかどうかわかりませんが、当該農家等に対し、安全性を確認後の試験的栽培であっても、栽培に当たっては、

事前に周辺地域とか、住民の理解を十分に得るとともに、栽培地が属する都道府県の大豆の生産流通担当局とか、JAなどの関係者が事前に栽培に関する事情提供を行うことが必要であるということを徹底していただきますようによろしくお願ひしますという文面になっておりますが、やっぱりお願ひ文であるわけですね。これが法律で決まっていたらあれなんです、これはお願ひしますという文書になっています。また、種子を提供するに当たっては、生産、流通上の混乱を招かないための交雑、混入等防止の措置について、十分に徹底していただきますようお願いいたしますというふうに、お願ひいたしますということで、留意点にしかなくなっているわけですね。ということで、やはりきちんとした指導が本当に必要になってくるというふうに考えるわけでございます。

そして、農水省がアンケートでも明らかになったように、日本の消費者の大部分は、遺伝子組み換えの作物、食品に対しましては、その安全性に非常に不安を持っていて、できたら食べたくないという意思表示を示しています。遺伝子組み換え作物については、さまざまな問題点がまだ言われています。

その一つに、例えば、現在、市場に出ている遺伝子組み換え作物のほとんどは抗生物質耐性遺伝子が組み込まれており、このことは抗生物質耐性菌の問題として強く懸念されていると言われております。佐賀県産、とりわけ鹿島産の農産物は安全で、また安心を旨とし、消費者の理解を得られないものについては推し進めていかないというようにし、日本の農業を守っていく、安全な国産の農産物が食べられるように取り組んでほしいと私は願っております。食べることでありますので、直接市民生活、また健康にかかわる重大な問題であると思っておりますので、その通知書が多分来ていると思っておりますので、通知書が来ていなくても、これは県に行ったら多分いいと思っておりますが、そういうふうなことが書いてあることを認知していただいて、JAとかいろんな団体等に遺伝子組み換えに対する問題とか、いろんなことをぜひ指導を私はするべきだと思っておりますので、ぜひお願ひをしたいと思っております。何遍でも言いますようにお願ひ文でしかありませんので、行政の指導がここで十分に発揮されることが私は大変重要だと思っております。

何でこういうふうにご心配するかといいますと、問題が起こってからでは、これは本当に取り返しがつきません。一度組み換えられたものが流通し出したら、歯どめがきかないことになりまして、最近、鳥インフルエンザというものが本当に日夜騒がれておりますが、カラスが運んできた。ですが、これは花粉が運んでくるわけでありまして、どこかで使ったら、やはり心配なものができるかもわからない。日本は安全でおいしいものができる国として、全国に、全世界に声を大にして農産物をつくっていくという方針ですので、とりわけ鹿島については、発酵食品ということで売り出していき、またそれは重要な文化だと思っておりますので、このことについては、他市に先駆けて、このようなものについて、ぜひ指導、または周知徹底を再度お願ひをしておきたいと思っております。

次でございますが、2点目についてでございます。経費節減ということで、一応小・中学校にどうでしょうかということを申し上げたんですが、単独のやり方、主義といいますか、やり方でやっているということですので、難しいかもわかりませんが、こういうふうに行っているというところもありますし、節約した光熱費、今回は光熱費で上げましたんですが、それぞれの学校、また子供たちが一緒になっていろんなことを考えていくいい機会じゃないかなと。少額でも10千円でも5千円でもみんながつくり出したお金で何かを取りかえていく、目標をつくって活動するということが、いろんな意味でいい方につながればというふうには思ったんですが、残念です。また考えることがありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

次が3点目ですが、学童保育所についてです。

保育園の方でもみどり園とか鹿島市内の七つの保育園でやっていて、一応小学校区には全体的にこの学童保育所というものが稼働しているというふうには考えてよろしいのでしょうか。ということであれば幸いだと思しますので、その辺、本当に学童保育所が人数的に足りているのかどうなのか。鹿島小に2クラス、明倫小に1クラス、浜小に1クラス、それからみどり園とか民間保育所等でやられているものもあるかと思いますが、そういうふうな学校でやられている分と保育園でやられている分の違いなどがわかりましたら、全く違ってないということでありましたら、それで結構なんですけど、その辺の利用者の方の違いがあるのかどうか。その辺について御説明をいただきたいと思えます。

4点目のEMにおけますプール清掃なんですけど、ここでは前回と全く変わらないような100%の安全性の確証がないんだと。県内には全くこういうEMで清掃しているところがないと。そして、清掃する時間がEMを使っているところと鹿島市が行っているところは2時間前後で、時間的にも差がない。ということで、今までどおりのやり方でやっていきたいということが申されました。その時間の違いというのは、それは大きくないと思えます。ですが、安全性の確証なしということなんですけど、ここの辺が私が常に引っかかる場所なんです。全国まだまだ少ないかもわかりません。ですが、これを自信を持って子供たちとともにEMの活性液を子供たち自身がつくって、そして、ペットボトル2リットルをそれぞれが持ち寄って200人になったら200人分を投入すると。たったそれだけのことで簡単に、しかも安全にできたと。2時間は2時間でも、一生懸命するのと薬品を使ってごしごしするのでは違いますし、そして一番何よりいいのは、体に害がないということをおし申し上げているんですが、教育委員会としては、害があるのかどうかは別にして、安全性の確証をまだ得ていないと。この確証を得るとしたら、半永久的にこれはできないかもわかりません。ですが、やっているところで、これをやって害が出たとか、困ったとかいう話は全くないわけで、反対にこれをするに際して、子供たちの勉強にもなったし、そして、多くのところから県内外から視察に来ていただいて、それを何とか自分たちも勉強したいということで持ち帰

っていただいているという、これは実例が大きくありますので、ぜひ私はどこか決めていただいてもいいと思いますし、実験的にほかのところでしていただいてもいいと思います。やはり子供たちの安全、安心のためには、早々できないという強い意思のようでございますので、何とかこれをしてほしいじゃありませんが、私たちでできることは私たちでもやっていたところまでやりたいなと今思っていますが、やはりEMということについて、まだまだ私の意図するところが御理解をいただけないのが残念なんでございます。

ことし鹿島市の議運の方で、具志川市の方に視察に行かれております。そのときに沖縄県の具志川市立の小学校のプールを見てきたということで、私もお話をさせていただきました。ここではEMを投入するところもあれば、全くEMのセメントコンクリートとかろ過機械、また塗料にEMを活用するEMセラミックスというものがありますが、そういうふうなものを土壌とかコンクリートに、またろ過機に設置をすることにおいて、EMを投入しなくてもEMを入れたのと同じように効果があると。それから、何よりもプールに塩素消毒というものがつきものなんです、塩素消毒をしても、塩素のにおいがしない、目がチカチカしない、そういうふうな効果が出ていると。それから塩素によるアトピーなんか、そういうものがアレルギーの子供もいらっしゃるということですが、そういうふうアレルギーの子供も安心してプールに入れているということで、目の粘膜とか炎症も起こらない。さっき言いましたですけど、そういうふうな効果があらわれているということをお聞かせいただきました。ですが、プールをつくり直すということはなかなか大変ですので、一番お金がかからないEMの活性液、米のときげん発酵液等で何とかできないかなということで私は提案をしたいと思っていますので、岩手県の盛岡市内等のところも研究していただいておりますので、ぜひもう一步研究をお願いしたいと思います。

それから、福祉タクシーの件については、1級の方を対象に拡大をしていくということをおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。一步前進ということですので、本当にありがとうございます。ありがとうございます。

それから、敬老優待乗車券についてなんです、これについては、鹿島市の路線バスが通っている場所が限られていると。だから、限られているから公平にできないから、福祉だから、多分福祉という観点で公平にできないから、これをやるのは難しいという御答弁じゃなかったかなというふうに思います。

私は新たにバスを発行するのではなくて、今路線バスが通っているところに、そこを利用する方々だけでも私は不公平ではないと思います。いろんなやり方がありますので、今回はこれをし、次回は北原議員がおっしゃったような方法も取り入れていくことも大事だと思いますので、それぞれのやり方をしていくということも一つ一つやったらいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。

それで、佐賀市なんかは今までは無料だったのを100円取るというふうに今回予算が提示

をされているということでございますが、鹿島市の方は新しくつくるということで、ぜひお願いをしたいんですが、今あるところをそういうふうな乗車券などを発行していただいて、多くの方がバスを利用することが可能になると。そしたら、バス会社としても、私は非常に活気が出て、バスに乗る人もふえてくるんじゃないかなと思うわけですね。バスに乗るときに1人だったら、何となく乗りづらいということもありますし、たくさんわっと乗っていったら、乗る方もふえるんじゃないかということも思います。そして、バスに乗るということが、昔は当たり前だったんですが、最近ではバスに乗るんじゃなくて、自分の家族のだれかに頼むとか、人に乗用車に乗る方を利用するとか、やはり車が家にありますともったいないということで、それぞれが自分の親族にお願いをし、あっち行ったりこっち行ったりする機会があるかと思えます。そういうこともそれはそれでいいんですが、やはり自立した生活を送る、そして働きに行っている家族がいないときに、バスを利用しようという気持ちになって、そしてお互いにバス会社もいいと思えますし、これを100円に例えたとしたら、それだけの料金が入ってきますので、私は両方に還元ができるんじゃないかなということで申し上げております。公平にできないということであれば、今回の路線バスについて、例えば100円の通行の乗車券を発行するとか、次にはいろんな福祉循環バスの考え方をさせていただくのが一番いいんですが、そういうふうなところに発展していくのもいいかと思えますので、そういうお年寄りの皆さんに夢と希望を与える施策もぜひお願いをしたいと思えます。

これで2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

寺山議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほどの県の文書の件なんですけど、これは15年度分を確認してまいりまして、15年度はないということでしたので、14年度は当然来ていると思えます。だからこそ、このみどり管内では、組み換えの大豆はつくっていないというふうなことでありますので、特に今日、この食品の安全というのが言われていて、議員申されますように、消費者が嫌う部分は、やはり売れる産物をつくる以上は、そういうのはできないというのが現状だと思えますし、そういうことで今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは学童保育関係についてお答えをいたします。

まず、小学校で3校やっておりますが、それと七つの保育所で行っております。これについては、全小学校7校区、これは全部網羅するという形であります。それから、具体的に申

申し上げますと、保育所がみどり園、能古見保育園、それから若草保育園、おとなり保育園、飯田保育園、七浦保育園、共生保育園と、この七つの保育園と、先ほどの3小学校ということで低学年の児童を受け入れているところです。

それで、2点目の御指摘の点については、小学校と保育所で受け入れていることについてどう違いがあるのか、同じかというようなことですが、基本的に同じ内容であります。この指導員という方は、小学校の3校につきましては、児童厚生員とか、あるいは保育士、幼稚園、小学校の教員免許の所有者、こういう方を中心に指導をしていただいております。中身については、例えば、学校で出た宿題をするとか、そういうこととか、あとビデオを見たり、あるいは天気がいいときは外に出て一緒に遊ぶとか、そういうことで大体午後2時から6時ぐらいまでということで、お預かりをしているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

2回目の御質問にお答えいたします。

新しく敬老優待乗車券というような制度を設けたとする場合には、どうしても皆さん市民の方、高齢者を対象となれば、高齢者全員に公平さを保つことが必要ではないかと思っております。1回目の答弁と重複いたしますが、やはりこの公平さから考えますと、今現在のところでは無理ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校のプール掃除にEM活用ということですが、今後、研究はもちろんしていきますけれども、どこの学校もそうでありますけれども、今、EMを活用しないでプール掃除をやっているわけですが、このことで健康面でどうか、作業の効率面でどうか、こういう問題等は聞き及んでおりません。むしろ、子供たち自身で幾らか手間暇をかけて、しかもできるだけ多くの子供たちに作業の機会を与えるといいますか、自分たちが使うプールを自分たちの手でという思いを共有するためには、現状でも十分教育的な意義があるというふうに私は受けとめております。

そこで、EM活用の件ですが、これは一貫して申し上げてきたことではありますが、子供たちの環境への関心とか理解、あるいは今、総合的学習の中ではタイムリーな題材でもあるわけですので、寺山議員の意図されているねらいの一つとして、学習面においては、私自身異論はないところでございます。ただ、直接的に子供たちが手に触れ、肌に触れるとい

うような状況になりますと、全国的な主要実績というよりも、特に公的機関による信頼できる安心、安全、保障がない限りにおいては、ためらいというより慎重を期することが現時点では最も適切な判断であるというふうに思っております。3,000数百名を預かる私どもの立場としましては、これは思い切ってやってみるとか、あるいはやりながら様子を見ていくとかというような事象にはなじまないこととして、やはり保護者の懸念、負託に責任を持つという意味でも、これは時間を要することであるというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

3回目でございますが、遺伝子組み換えについて、ぜひ14年度に来ていると思いますので、そういうふうにおっしゃっていただきましたんですが、これをまた確認をしていただいて、やはり今いろんな意味で、こういうことが大切になってくる時代だと思っておりますので、その辺の確認をしていただくということをお願いしておきたいと思っております。

これは2002年の3月ですが、アメリカの科学者組織として最も権威のある全米科学アカデミーが、遺伝子組み換え作物の栽培の商品化を認めたアメリカ政府の環境影響評価は不十分であり、もっと厳しい審査をすべきだという勧告を行っています。科学データの収集と審査が企業と政府の間だけで行われており、科学者や市民による公正なチェックがなされていないと、科学アカデミーの専門委員会が指摘をし、影響評価の拡充と審査過程の透明性を求めています。

この指摘は、主に遺伝子組み換え作物の生態系への悪影響を危惧するものでございますが、標的とする生物以外に影響を与える危険性もあるとしており、人体への悪影響も示唆しています。遺伝子組み換え作物は、既に大豆などの穀物を中心に、数多くの品種が世界市場に出回っていますが、ヨーロッパ各国や環境保護団体は、その安全性が十分証明されていない点に反発をしているようでございます。日本でも非遺伝子組み換え作物の使用を求める消費者が多いのですが、実際にはさまざまな商品の素材に使用されているという現実があるようです。遺伝子組み換えの技術は、今後の人口増加に対する食糧問題の切り札として重要な技術であると言われておりますが、その実用化、普及をとることには問題が大きいと言われております。とにかくこれまで存在しなかった作物を栽培するのでありますから、これを世に出すには、十分に慎重であるべきというふうなことが勧告なされています。ぜひこういうふうな勧告が出されているということでもありますし、安全・安心の作物を佐賀県から、鹿島市からつくり出していくということの確認をぜひお願いしておきたいと思っております。

それで、最後になりますが、敬老優待乗車券ですね。この件については、公平にすることか難しいという結論に至りましたんですが、そういうふうなことが私は何となく納得がいけないわけですね。無料にするというのは公平でないかもわかりません。ですが、こう

いうふうなことを実施している自治体もありますが、例えば 100円乗車券としてもらうということにすれば、私は金額の大小にかかわらず、これは公平であると思うわけです。利用したらバス会社も助かりますし、利用する方も助かるという、両方とも助かるし、そういうふうな利用も考えていいのではないかと。せっかく同じバスが通っているのに、がらがらとして行くよりも、100円をもらって幾らかでも利益を上げるということも、バス会社にとって私は有利だと思いますし、そしてまた、低額の料金で利用できるという、高齢者の方々にとっても、またこれは有利だと思いますので、両方とも私はいいと思いますので、ぜひバス会社等との協議を再度お願いができないものか、その辺についてお伺いをし、終わりにしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

11番議員の遺伝子組み換え作物食品についての質問にお答えをしてみたいと思いますが、文書につきましては再度確認をいたしまして、必要な項目につきましては、また市民の皆さん等にも情報を提供してみたいと、そういうふうに考えておりますし、また、県内でも生産がされておられませんし、この作物につきましては、安全については確認をされておりますが、食の確保とか生産性、それから耐菌性、それから耐毒性、耐虫性、こういうものについては、メリット、デメリットいろいろございます。詳しくは専門の農協等と十分に協議しながら、市内ではどうするか。今の段階では、市内で生産するという考えはございません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

矢野市民部長。

○市民部長（矢野 正君）

6点目の敬老優待券の関係でございますが、確かに御指摘のとおり、そういった分もございます。ただ、新たな事業、あるいは新たな財源確保、ここらも含めまして、相当奥の深い部分もあろうかと思っておりますので、検討の価値はございますが、現時点での採用ということについては、考えていないところであります。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明9日は休会とし、次の会議は10日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会とします。

午後3時13分 散会